

# 九戸村地域福祉計画

子どもから高齢者まですべての人が、ふれあい、<sup>はぐく</sup>育みあい、助けあいながら  
安心して暮らすことができる 九戸村



平成30年3月

九戸村

# はじめに

今日の地域社会は、少子・高齢化、人口減少が急速に進展していくなかで、高齢者世帯や単身世帯の増加などにより、社会的なつながりの希薄化が進行し、家庭や地域での支え合いの機能が低下するなど、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような社会情勢の中であって、九戸村では平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間とする「地域福祉計画」を住民の皆さま、地域のボランティア団体、福祉関係事業所の皆さまと一緒に計画策定を進めてまいりました。また、村内3地区においては、地域福祉の課題解決について話し合う「地域福祉懇談会」を開催し、地域福祉に関する課題検討を重ねていただきました。

今回、策定した地域福祉計画では、地域住民の多様なニーズに対して、保健、医療、福祉その他の生活全般にわたる総合的な取り組みが求められており、その実現には、行政・民間・地域住民自身による、助け合い・支えあい活動が総合的に機能することが大切であり、自助・互助・共助・公助の役割分担のもとに幅広い住民の主体的な参加と協働によって、人がつながり、共に支えあい、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的としており、計画の実現にあたっては、行政だけでなく、住民の皆さまを含む地域福祉に関わるすべての人が協働し、推進していくことが必要です。

このことから、九戸村では、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を図るため、基本理念を「子どもから高齢者まですべての人が、ふれあい、育みあい、助け合いながら、安心して暮らすことができる 九戸村」としました。

今後も、住民の皆さま、地域のボランティア団体、福祉関係事業所、村社会福祉協議会の皆さまと村が連携を図りながら、この計画の着実な推進に努めてまいりますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました九戸村地域福祉計画策定委員会の委員の皆さま、作業部会（ワーキングチーム）にご参加いただきました福祉関係者の皆さまをはじめ、アンケート調査、地域福祉懇談会、パブリックコメントに対し、貴重なご意見やご提言をいただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます、ごあいさついたします。

平成30年3月

九戸村長 五枚橋 久 夫



# 目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画の策定にあたって.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	1
(3) 関連計画の概要.....	3
(4) 計画の期間.....	5
(5) 用語の定義.....	5
2. 策定体制及び経過.....	6
(1) 計画検討体制.....	6
(2) 計画検討の流れ.....	6
(3) 計画検討経過.....	7
(4) アンケート・策定委員会・WC会議・地域福祉懇談会.....	8
第2章 現状と課題.....	9
1. 人口動態.....	9
(1) 総人口の推移.....	9
(2) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移.....	9
(3) 大字別人口・世帯数の推移.....	10
(4) 人口減少が地域の将来に与える影響.....	10
2. 保健福祉の現状.....	12
(1) 子育て支援の状況.....	12
(2) 保健・医療の状況.....	14
(3) 高齢者福祉の状況.....	17
(4) 障がい者福祉の状況.....	19
3. 地域福祉の現状.....	21
(1) 社会福祉事業の状況.....	21
(2) 低所得者対策の状況.....	25
(3) 災害時避難支援の状況.....	26
(4) 自殺予防対策の状況.....	27
(5) 見守りネットワークの状況.....	28
(6) 地域福祉人材の状況.....	29
(7) 相談体制の状況.....	30
第3章 計画の理念と方針.....	31
1. 基本理念.....	31

2. 基本目標・基本方針 .....	31
(基本目標1) 一人ひとりが主役の地域づくり .....	31
(基本目標2) 安心・安全な暮らしを支える環境づくり .....	32
(基本目標3) 地域福祉を担う人づくり .....	32
(基本目標4) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり .....	32
3. 重点的な取り組み .....	33
4. 施策の展開 .....	41
第4章 計画の推進方策 .....	50
1. マネジメントのあり方(計画の進捗管理) .....	50
2. 推進体制等 .....	50
(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画と総合計画及び個別計画 .....	50
(2) 多様な主体の協働 .....	50
資料 .....	51
1. 九戸村地域福祉計画策定委員設置要綱 .....	52
2. 「九戸村地域福祉計画策定委員会・ワーキングチーム」名簿 .....	54

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の趣旨

---

近年、わが国の国民生活は、人口減少、少子高齢化、雇用形態の多様化によるライフスタイルの変化、核家族化の進行による子育て・介護の社会化等家族機能の変化、地域経済の低迷、自然災害の増加、社会保障制度改革の推進などを背景として、戦後急速に発展した社会福祉の構造に制度疲労が生じてきているといわれています。さらに、学校や職場でのいじめや人権侵害、経済的貧困家庭の増加、仕事や人間関係のストレスによるうつ病などの罹患やメンタルヘルス不調、ひきこもり、配偶者等からの暴力、養護者による児童虐待や介護疲れによる高齢者への虐待、孤独死、そして自殺など、現在の地域社会には多くの生活課題があります。

こうした中、地域住民の多様なニーズに対して、保健、医療、福祉その他の生活全般にわたる総合的な取り組みが求められており、その実現には、行政サービスのみならず、民間によるサービスや民生委員・児童委員、地域住民自身による工夫、助け合い・支え合い活動が総合的に機能することが大切です。今後は、すべての住民が、年齢や障がいの有無、社会的な立場や財産の状況などに関わらず、生涯にわたって、権利侵害なく地域に受け入れられ、安全を確保のうえ安心して暮らし続けられるよう、安定した生活基盤の整備が求められるとともに、自治会やボランティア、NPOなどの様々な主体が連携し、自助・互助・共助・公助の役割分担のもと、住民に身近な地域で福祉の様々な問題の解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

本計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い住民の主体的な参加と協働によって、人がつながり、共に支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的として策定します。新九戸村総合発展計画において九戸村の基本目標に挙げられている「楽しく子どもを育て、健康で安心して暮らせる村」を実現するため、ここにその具体的な取り組みを示します。

### (2) 計画の位置づけ

---

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に規定された、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」、「地域福祉に関する活動への住民の参加」について一体的に定める計画です。本計画は、地域住民に最も身近な市町村が、住民等の主体的参加を得て、地域住民の福祉課題やニーズを明らかにするとともに、高齢者、障がい者、児童などの個別分野にとらわれない総合的な視点から、行政と住民などが一体となって、解決を図るための基本的な方針を定め、位置づけるものです。

また、地域福祉推進の効果を上げるため、村と社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である九戸村社会福祉協議会が車の両輪のような関係にあることから、本計画と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める（仮）九戸村地域福祉活動計画の整合を図るものとします。

このようなことにより、今回策定される計画は、行政計画としての枠にとどまらず、九戸村社会福祉協議会や各種関係機関・団体、そして地域住民一人ひとりが参画・協働して地域福祉に取り組んでいくための社会計画としての性格も有しています。

【九戸村地域福祉計画の位置づけ】

新九戸村総合発展計画 後期基本計画（H28～32）

〈将来像〉 小さくても活力と笑顔溢れるしあわせの郷 九戸村  
-基本目標2（保健福祉分野）楽しく子どもを育て、健康で安心して暮らせる村

九戸村地域福祉計画  
（村の計画）

〈基本理念〉

子どもから高齢者まですべての人が、ふれあい、<sup>はぐ</sup>育みあい、助けあいながら  
安心して暮らすことができる 九戸村

〈重点事項〉

- （1）地域のつながりの再生（住民同士をつなげ継続的な関係性を構築する）
- （2）様々な支えあいの実践（安心安全な生活を見守る地域体制を構築する）
- （3）身近な総合相談支援窓口の充実（困りごとを早期に発見し支援につなげる仕組みを構築する）

〈基本目標〉

- （1）一人ひとりが主役の地域づくり
- （2）安心・安全な暮らしを支える環境づくり
- （3）地域福祉を担う人づくり
- （4）福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

九戸村地域福祉活動計画  
（村社協の計画）

- 住民等の参加（策定・活動・評価）
- ・地域福祉の担い手意識の醸成
  - ・事業への参加
  - ・意見提案

二戸地区広域行政事務組合  
第7期介護保険事業計画

第5期障がい福祉計画

九戸村子ども・子育て支援事業計画

健康くへの21プラン

本計画策定後、関係する他の計画（例えば、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画、住宅セーフティネット法による供給促進計画、自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画、地方再犯防止推進計画、地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として本計画と一体的に展開することが望ましい。

### (3) 関連計画の概要

#### ○健康くのへ21プラン

計画期間	平成 30 (2018) 年度～平成 34 (2022) 年度 (5 年間)
計画策定の趣旨	<p>健康の実現は、一人ひとりの健康観に基づき、それぞれが主体的に取り組むことによって達成されます。一人ひとりでは継続することが難しい健康づくりも、地域社会や行政が支援することで、積極的に取り組むことができたり、楽しく取り組めたりと様々な効果が期待できます。</p> <p>このため、本計画では個人や地域、行政を含めた地域社会のみんなで、楽しく健康づくりに取り組む活力ある村をめざし、子どもの頃から適切な生活習慣を身につけ、大人になってからも継続し自分の健康は自分で管理し守っていくように提言します。</p>
めざす姿	楽しく子どもを育て健康で安心して暮らせる村
地域福祉の推進 に関連する取組	<p>親と子の健康：乳幼児健診、健康教育、健康相談、育児相談等、子育て支援</p> <p>身体活動・運動：運動の効果と方法及び実際の運動について普及・啓発</p> <p>こころの健康：相談窓口の設置、心の健康づくりの普及・啓発</p>

資料：「健康くのへ21プラン」（平成30年4月）

#### ○九戸村子ども・子育て支援事業計画

計画期間	平成 27 (2015) 年度～平成 31 (2019) 年度 (5 年間)
計画策定の趣旨	<p>本村では、国の少子化対策と連動して、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 16 年度に「くのへ子育てプランー次世代育成支援九戸村地域行動計画（前期計画）ー」を策定し、子育て支援の推進に努めてきました。その5年後の平成 21 年度に改訂して後期計画では、社会情勢のさらなる変化や多様化する村民ニーズにも対応できるよう計画の見直しを行いました。そして、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年 4 月からの新制度への移行に伴い、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握したうえで、村内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「九戸村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。</p>
めざす姿	子育てに夢を持ち、子どもが 親が 地域が きらりと輝くまちづくり
地域福祉の推進 に関連する取組	<p>地域における子育ての支援</p> <p>職業生活と家庭生活との両立の支援</p> <p>要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進</p>

資料：「九戸村 子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年 3 月）

○第5期九戸村障がい福祉計画

計画期間	平成30(2018)年度～平成32(2020)年度(3年間)
計画策定の趣旨	<p>国の障がい福祉制度では、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、「障がい福祉計画」の策定が義務付けられ、平成25年4月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されました。</p> <p>本計画では、村の障がい福祉サービスの現状や課題等を把握するとともに、障がいのある方のニーズ等を踏まえ、障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策及び地域生活支援事業の実施に関する事項を定めました。</p> <p>また、この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するもので、今後、当村が進めていく障がい福祉サービスに関わる給付、その他の支援施策の方向性及び目標を定めたものです。</p>
めざす姿	自己決定の尊重と意思決定支援、障がい種別によらない一元的なサービスの充実、地域生活への移行と継続への支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備
地域福祉の推進 に関連する取組	障がい福祉サービスの提供 地域生活支援

資料:「第5期九戸村 障がい福祉計画」(平成30年3月)

○第7期介護保険事業計画(二戸地区広域行政事務組合)

計画期間	平成30(2018)年度～平成32(2020)年度(3年間)
計画策定の趣旨	<p>二戸広域では、「高齢者がいつまでもいきいきと暮らせる安心な地域の実現」に向けて高齢者を取り巻く環境の変化への対応、第6期計画までの施策における課題の分析などを踏まえながら、今後3年間の介護保険事業の方向性を決定しました。</p> <p>本計画の基本目標として、地域包括ケアシステム(医療分野・福祉分野・保健分野・地域住民団体などが連携して質の高いサービスが総合的、継続的に提供されること)の実現に向けた取り組みを進めます。</p> <p>このため、①生きがいつくりと健康づくり、②みんなで支え合う地域づくり、③適正な介護サービスの提供体制づくりを推進します。</p>
めざす姿	高齢者がいつまでも いきいきと暮らせる 安心な地域の実現
地域福祉の推進 に関連する取組	地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援、介護予防・重度化防止の推進、地域における包括的な支援体制づくり、医療・介護の連携の推進、高齢者の権利擁護の推進、認知症の早期発見・早期対応の体制づくり

資料:「二戸地区広域行政事務組合 第7期介護保険事業計画」(平成30年3月)



#### (4) 計画の期間

---

この計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの5か年とします。

#### (5) 用語の定義

---

##### ①社会福祉と地域福祉

「社会福祉」も「地域福祉」も、あるいは医療、労働、教育なども、広い意味での「福祉」（＝幸せ＝暮らしの安全・安心を実現すること）と考えられます。

このうち、「社会福祉」は、狭義の福祉、つまり制度化されている部分であり、地域福祉は制度化されていないものも含む広義の福祉として、捉えることができます。

（森本佳樹（2013）『ビギナーズ地域福祉』有斐閣アルマ）

##### ②地域

「地域福祉」とは、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する公私の多様な主体が協働して、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、住民の社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉活動の総体を指すものと考えられます。

ここで、「地域」とは、住民の多様な福祉需要に対して、多様な主体から提供されるさまざまなサービスを有機的かつ総合的に提供するために最も効率的であって、かつ、住民自身が日常的に安心感を覚える一定の圏域であると定義できます。

（社会福祉法令研究会編（2001）『社会福祉法の解説』）

##### ③NPO

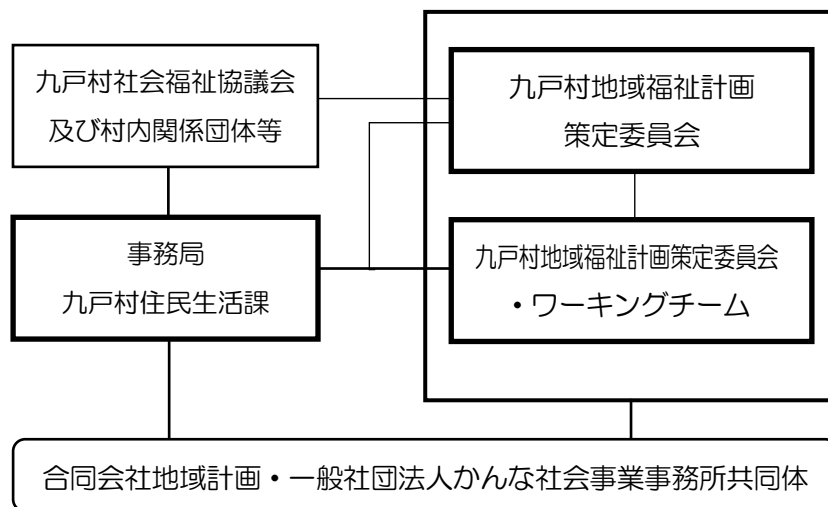
「NPO」とは「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」と言います。NPO は法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

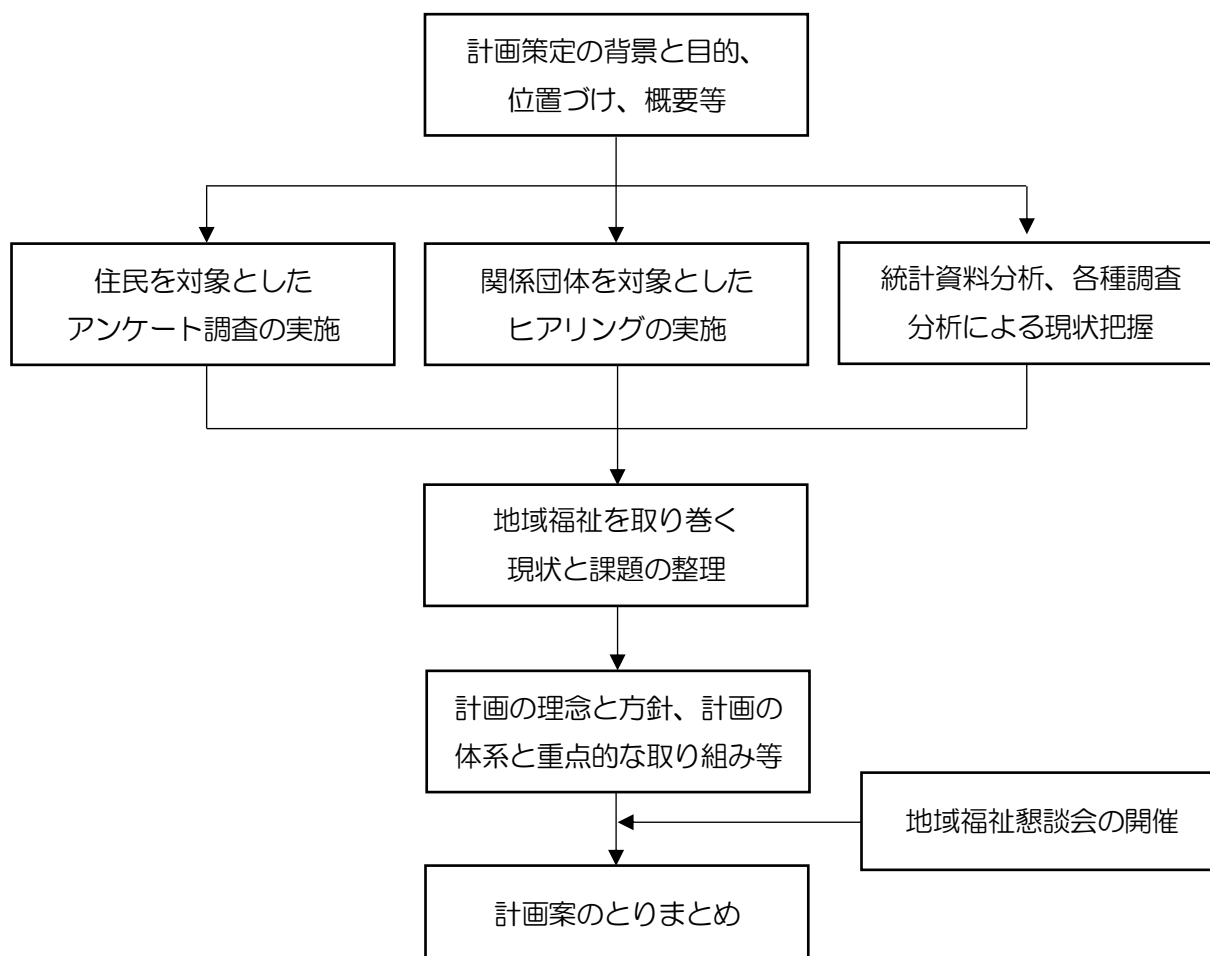
（内閣府 NPO ホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/npoiroha> より）

## 2. 策定体制及び経過

### (1) 計画検討体制



### (2) 計画検討の流れ



(3) 計画検討経過

計画検討の経過

時期	内容	備考
平成 29 年 10 月 18 日	第 1 回九戸村地域福祉計画策定委員会	
10 月 23 日	第 1 回ワーキングチーム会議	九戸村総合福祉センター
10 月 30 日	関係団体対象のヒアリングの実施	
11 月 8 日	住民アンケート（調査票の配付）	
11 月 8 日	関係団体対象のヒアリング実施	
11 月 9 日	関係団体対象のヒアリング実施	
11 月 14 日	第 2 回ワーキングチーム会議	九戸村山村開発センター
11 月 15 日	関係団体対象のヒアリング実施	
11 月 24 日	住民アンケート（調査票の回収）	
12 月 13 日	第 3 回ワーキングチーム会議	九戸村山村開発センター
12 月 25 日	九戸村民生委員・児童委員協議会研修	九戸村役場会議室
平成 30 年 1 月 12 日	第 4 回ワーキングチーム会議	九戸村山村開発センター
1 月 16 日	第 2 回計画策定委員会	九戸村役場会議室
1 月 22 日	地域福祉懇談会（戸田老人福祉センター）	
1 月 24 日	地域福祉懇談会（九戸村山村開発センター）	
1 月 26 日	地域福祉懇談会（江刺家ふるさとセンター）	
1 月 27 日	地域福祉懇談会（九戸村山村開発センター）	
2 月 6 日	第 5 回ワーキングチーム会議	九戸村山村開発センター
2 月 19 日	第 6 回ワーキングチーム会議	九戸村山村開発センター
2 月 20 日	九戸村民生委員・児童委員協議会	九戸村山村開発センター
2 月 22 日	第 3 回計画策定委員会	九戸村役場会議室
2 月 26 日～3 月 12 日	パブリックコメントの実施	
3 月 19 日	第 4 回計画策定委員会	九戸村役場会議室

#### (4) アンケート・策定委員会・WC会議・地域福祉懇談会

---

住民を対象としたアンケート調査、計画検討のための九戸村地域福祉計画策定委員会及びワーキングチーム、各地区で実施した地域福祉懇談会の概要は、以下のとおりです。

##### ●九戸村地域福祉についての住民アンケート

九戸村地域福祉計画策定にあたって、地域福祉に関する住民の意識や活動実態、施策に対する要望を把握することにより、基礎資料として活用することを調査の目的として、全2,056世帯を対象に実施しました。

実施にあたっては、平成29年上半期に九戸村社会福祉協議会の実施したアンケート調査結果をふまえ、重複した質問を避けるように質問項目を設定しました。

##### ●九戸村地域福祉計画策定委員会

社会福祉法第107条の規定に基づく、九戸村地域福祉計画を策定することを目的に、関係団体の推薦者、関係行政機関の職員、知識経験を有する者、その他必要と認める者を村長が委嘱し、九戸村地域福祉計画策定委員会を設置しました。

(設置要綱は、資料編参照)

##### ●九戸村地域福祉計画策定委員会ワーキングチーム

検討委員会に、計画素案の調査・分析、検討を行うため、関係する機関の実務担当者で構成するワーキングチーム（作業班）を設置したものです。

##### ●地域福祉懇談会

九戸村地域福祉計画策定にあたって、戸田、伊保内、江刺家、各地区の課題や困りごと、それらの解決策について住民の皆さんに話し合ってもらったことで、今後の地域福祉活動の基盤づくりを進めるためのきっかけづくり及び計画策定に反映させるため、地域福祉懇談会を実施しました。

## 第2章 現状と課題

### 1. 人口動態

#### (1) 総人口の推移

本村は、昭和 30（1955）年に昭和の合併によって誕生しました。国勢調査による総人口の推移を見ると、昭和 55（1980）年には、既に人口減少局面に入っていたといえます。平成 2（1990）年には、人口が 8,000 人を切り、それ以降は、各調査年で前回比 400～600 人の減少となっています。

平成 27（2015）年 10 月に行われた国勢調査によると、昭和 55（1980）年と比べて、2,631 人、31.0%の減少となっています。

#### 人口の推移

区分	昭和 55 年 1980	昭和 60 年 1985	平成 2 年 1990	平成 7 年 1995	平成 12 年 2000	平成 17 年 2005	平成 22 年 2010	平成 27 年 2015
総数	8,496	8,073	7,985	7,727	7,324	6,974	6,507	5,865
男	4,098	3,884	3,875	3,730	3,536	3,372	3,119	2,804
女	4,398	4,189	4,110	3,997	3,788	3,602	3,388	3,061
世帯数	2,053	2,084	2,110	2,097	2,107	2,118	2,034	1,990

資料：国勢調査

#### (2) 年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移

年齢 3 区分別人口の推移を見ると、生産年齢人口（15～64 歳）は、昭和 55（1980）年以降、一貫して減少傾向にあります。

老年人口（65 歳以上）については、昭和 55（1980）年以降増加傾向で推移し、平成 2（1990）年には老年人口が年少人口を上回るに至り、その後も増加傾向で推移しています。

高齢化率も年々上昇し、平成 27（2015）年には 38.8%となっています。この時点で、生産年齢人口約 1.3 人で、1 人の老年人口を支える計算となりました。

#### 年齢 3 区分別人口の推移

区分	昭和 55 年 1980	昭和 60 年 1985	平成 2 年 1990	平成 7 年 1995	平成 12 年 2000	平成 17 年 2005	平成 22 年 2010	平成 27 年 2015
年少人口	1,954	1,617	1,398	1,155	971	836	714	625
生産年齢人口	5,608	5,311	5,165	4,828	4,341	3,917	3,548	2,962
老年人口	934	1,145	1,422	1,744	2,012	2,221	2,245	2,278
高齢化率	11.0%	14.2%	17.8%	22.6%	27.5%	31.8%	34.5%	38.8%

資料：国勢調査

### (3) 大字別人口・世帯数の推移

本村の人口世帯数の推移について、大字単位の傾向は、下表のとおりです。

平成 17 (2005) 年から平成 27 (2015) 年の 10 年で、人口減少は 15.9%、世帯数は 6.0%減少しています。

人口の減り方については、村の平均値よりも、戸田、山屋、小倉、江刺家で、減少率が高くなっています。また、荒谷においては、減少率が 7.6%で、唯一 10%以下の状況です。

世帯数の推移を見ると、村の平均値よりも、伊保内と戸田で減少率が高くなっています。雪屋では、横ばい、荒谷においては、わずかながら、世帯数が増加しています。

#### 町丁・字別人口・世帯数の推移

町丁・字等	平成 17 年 2005 年		平成 22 年 2010 年		平成 27 年 2015 年		減少率 (%) 2005→2015	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
九戸村 (総数)	6,974	2,118	6,507	2,034	5,865	1,990	15.9	6.0
大字伊保内	2,169	734	1,960	664	1,897	662	12.5	9.8
大字長興寺	785	223	760	222	677	218	13.8	2.2
大字雪屋	119	33	126	34	104	33	12.6	0.0
大字小倉	216	68	210	68	176	66	18.5	2.9
大字荒谷	356	104	367	102	329	105	7.6	-1.0
大字山根	439	126	395	123	381	118	13.2	6.3
大字戸田	1,638	466	1,515	458	1,281	430	21.8	7.7
大字江刺家	888	256	829	254	730	255	17.8	0.4
大字山屋	364	108	345	109	290	103	20.3	4.6

資料：国勢調査

### (4) 人口減少が地域の将来に与える影響

#### ●地域経済の衰退

労働力不足や経済力の低下の面では、農業における後継者不足が深刻となり、耕作放棄地が増え、豊かな田園風景が喪失します。また、山林管理が困難となり、災害の未然防止が難しくなります。

製造業、サービス業においても従業員の確保が困難となり、廃業や事業所の転出を招きます。結果的に、村内中心市街地の空洞化が進み、地域の活力低下、地域経済の衰退を招くこととなります。

#### ●介護等の人材不足

後期高齢者人口の増加によって、医療、福祉、介護の需要が拡大します。一方で、若手人材が雇用環境の良い都市部へ流出することによって、村内事業所における介護人材の確保が困難な状況となります。

#### ●児童生徒数の減少

女性人口の減少及び合計特殊出生率が低い現状から、児童生徒数が減少し、学校における部活動を含む教育活動に支障をきたします。また、地域に伝わる活動や世代間交流の活動継続が容易でなくなるなど、地域文化の継承が困難な状況となります。

●公共交通の経営困難化

通勤通学者の減少により、公共交通機関の経営が困難になります。

●共助機能の低下

若年人口の村外流出による市街地及び集落の過疎化を招き、共助機能が低下することにより、それを補完する行政やボランティア団体等に求められる役割が拡大します。

●社会保障関係経費の増大化

税収の減少の一方、社会保障関係経費は増大し、財政が硬直化し、村独自施策が困難となります。

●行政サービスの質の低下

財政の硬直化が深刻化することによって、役場の職員体制の維持が困難となり、行政サービスの質の低下を招くことが危惧されます。

地域の概況

- 若い人の働く場が限られ、その結果若年層の人口が流出していることも課題です。
- 人口減少、社会動態の実態は、推計値よりも進行が早いと感じており、極めて厳しい状況にあることから、住民に対して、もっと知らせていく必要があります。
- 若者の流出が続き、地域の活力が低下しています。地域にもっと働くところを創っていく必要があります。
- 村営で事業を立ち上げて、軌道に乗ったら民間に引き継いでいく取組み、例えば、甘茶の加工について、現在の加工品は委託品なので、地元でも消費しやすい加工品の工場を地元で作って雇用の場を創出してはどうでしょうか。
- 高齢者の活躍の機会として、遊休農地などを利用して、野菜づくりを楽しんだり、産直で販売したりできるのではないのでしょうか。
- アイデアとして、地域の高齢者の技術や力を借りて栽培し、農産物の加工品を作っては。

※この記述は、地域住民や各種団体からの意見聴取をした際の主な内容です。

## 2. 保健福祉の現状

### (1) 子育て支援の状況

#### 【現状と課題】

本村の新生児の出生数は、年々減少傾向にあり、少子・高齢化が急速に進んでいます。平成22年3月時点の15歳未満人口は710人で、総人口の10.6%でしたが、平成27年3月現在では15歳未満の人口は639人、総人口の10.3%にまで減少しています。

これまで、村の少子化対策及び子育て支援施策として、結婚及び第3子以降が生まれた家庭への祝金給付、保育料の軽減、障害児保育・延長保育及び一時保育の実施、幼稚園・保育園の幼保一体型施設としての施設整備、学童クラブ及び放課後子ども教室の整備を実施してきました。さらに、中学校卒業までの医療費無料化施策を高校生世代まで拡大し、子育て環境の整備を充実させてきました。

村内には若者の就労場所が限られているという声が多いものの、二戸市など近隣への通勤が可能な立地条件にあることから、保育園や放課後児童クラブなどの利用ニーズがあります。また、子どもの居場所に関しては、放課後、土日、日常的な1時間延長への対応など、ライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化に応じたサービス拡充が求められています。

#### 【地域資源・サービス】

保護者が仕事などにより、昼間児童の保育ができない場合、村内3か所の保育園を利用することができます。また、通常保育以外に地域の児童福祉の強化を図るため、前述したように、延長保育、一時保育、障害児保育などの特別保育を行っています。

学童保育は、小学校4年生以下の児童を対象に、放課後の留守家庭の児童たちの生活を守り、健全育成を図るための場所です。子どもたちは、指導員のもとで放課後遊んだり、勉強したりして過ごします。入所を希望する場合の相談、申込み先は役場住民生活課または村社会福祉協議会となっています。

村内の保育園及び放課後児童クラブの状況は、以下のとおりです。

#### 保育園の状況

名称	利用定員	入園者数	備考
九戸村立戸田保育園	45	40	延長保育・一時保育・障害児保育実施
九戸村立伊保内保育園	80	77	延長保育・一時保育・障害児保育実施
九戸村立ひめぼたるこども園	60	53	延長保育・一時保育・障害児保育実施
計	185	170	

資料：九戸村住民生活課（平成29年10月1日現在）

#### 放課後児童クラブの状況

名称	利用定員	登録者数	休所中	利用者数	備考
九戸村学童クラブ	50	53	9	44	伊保内小学校
計	50	53	9	44	

資料：九戸村住民生活課（平成29年10月1日現在）



## 【子育て支援の課題】

平成26（2014）年2月に実施された「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」より明らかとなった課題は、以下のとおりです。

### ①子育て中の保護者からの視点に立った施策の展開

地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度をみると、就学前児童と小学校児童ともに「やや不満＋不満」よりも「やや満足＋満足」の評価が上回っている。この満足度を高めるため、子育て中の保護者の視点に立った施策展開が必要とされています。

### ②利用者の要望に応じた放課後児童クラブ（学童保育）の充実

放課後の過ごし方の希望をみると、就学前児童（5歳のみ）では、小学校低学年のうち「放課後児童クラブ（学童保育）」で29.0%（小学校児童16.7%）が希望し、小学校高学年になると16.1%（小学校児童9.66%）と前者に比べて半数程度まで減少し、その減少分のほとんどが「塾や習い事」と「祖父母や友人・知人宅」等へ移行しています。児童に対する安全な放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が一定の役割を担っているため、子どもを預かるだけでなく、子どもの資質向上に繋がる事業内容を充実させることで、小学校高学年の利用希望者が増えると思われます。

### ③周囲の援助が得られない子育て環境にいる家庭に対する支援

周囲の援助が得られない子育て環境にいる家庭は139人中10人（7.2%）となり、特に母子家庭と父子家庭には1人（各0.7%）いる状況にあることから、子育て支援が必要とされています。

### ④「子育てサロン」の利用者増加を目指した周知対策

調査時点での「子育てサロン」の利用者は1.4%、類似事業でも1.4%、新たな利用希望者については33.1%とまだ3割台に留まっている一方で、利用者4人中半数の2人が利用回数を増やしたいと希望していることから、利用促進の対応が必要とされています。この事業には子育て支援の相談機能もあり、気軽に相談できる環境が整っているため、利用者が多くなれば、子育て中の保護者の相談相手としての役割が担えるものとなっています。

## 地域の概況

- 村内には、0歳児、1歳児、2歳児、それぞれに対応している3か所の村営保育園があるものの、スタッフ不足の傾向にあるので、保育士の職員採用による専門職確保が必要です。
- 村外の特別支援学校への通学手段がないことから、対応が必要とされています。
- 子どものいる貧困家庭など、困りごとのある人への支援が求められているので、ニーズの把握と支援に向けて、関係者の連携による子ども食堂など、気軽に集う場が必要です。
- 公共施設の有効利用など、学童保育の充実や児童向けの包括支援センターの設置など、全体を俯瞰して配置を検討する必要があります。
- 不登校の子が行ける場所、受け入れてくれる人やフリースクール的なところが必要です。

※この記述は、地域住民や各種団体からの意見聴取をした際の主な内容です。

## (2) 保健・医療の状況

### 【現状と課題】

本村ではこれまで、健康寿命の延伸に向けて、特定健診や各種がん検診の受診率向上に努めるとともに、「自分の健康は、自分で守る」意識を高める活動、また心の健康づくり活動及び食育活動を推進するとともに、地域診療センターの医療体制の充実などに努めてきました。

生活習慣病予防の充実強化については、健診及び保健指導を実施し、特定健診受診率や特定保健指導実施率の向上に取り組んできたところですが、特に40歳代から50歳代の受診率が低迷しています。

本村の死亡率1位のがん疾患による死亡を減少させるためには、早期発見・早期治療が重要であり、検診の受診率を高める必要があります。村民の健康に対する意識は、高まってきているものの、若年層特に50歳代以下の受診者数が少ないのが現状です。

また、慢性的な心の疲労から心身のバランスを崩す人が多く、中高年の「うつ・自殺」の増加については、緊急性の高い重要課題の一つとなっています。

さらに、子育てに不安や問題のある母親が増加しており、子育て支援や、村民一人ひとりが食の大切さを理解し、食育に主体的に取り組む全村的な運動が必要です。

医療機関については、平成21年度から岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センターの無床化が実施され、村民や福祉施設の関係者などから夜間・休日の救急医療体制への不安が生じています。

### 【地域資源・サービス】

生活習慣病の予防と早期発見を目的として、下表に示すように、結核健康診断、基本健康診査及び各種がん検診を実施しています。

また、乳幼児・妊産婦・重度心身障害者、ひとり親家庭、老人（68歳～69歳）、寡婦、小・中学生などに対する医療費の給付制度があります。利用する場合は、役場住民生活課国保住民班窓口に、医療機関などの領収書を持参して申請することになります。

### 各種健康診査・検査

健診名	対象者	個人負担
特定健康診査	40～74歳の国保加入者（対象者全員に受診票、受診券配布）	40～64歳：1,300円 65～74歳：600円 住民税非課税世帯は無料
後期高齢者健康診査	75歳以上の後期高齢者医療制度加入者（対象者全員に受診票、受診券配布）	無料
若者健康診査	19～39歳の希望者（申込者に受診票配布）	1,000円
肝炎ウイルス検査	40、45、50、55、60、65、70歳の希望者（特定健診受診の際申込）	無料
結核健康診断	65歳以上（対象者全員に受診票配布）	無料

資料：くらしのガイドブック

## 各種がん検診

健診名	対象者	個人負担
胃がん検診	40歳以上（申込者に受検票配付）	1,800円 住民税非課税世帯、70歳以上は無料
大腸がん健診	40歳以上（申込者に受検票配付）	600円 住民税非課税世帯、70歳以上は無料
乳がん検診	40歳以上の女性（申込者に受検票配付）	40～49歳：1,800円 50歳以上：1,000円、住民税非課税世帯、70歳以上は無料
子宮がん検診	20歳以上の女性（申込者に受検票配布）	1,600円 住民税非課税世帯、70歳以上は無料
肺がん検診	40～64歳（申込者に受検票配布）	1,000円 住民税非課税世帯は無料
前立腺がん検診	51、56、61、66、71歳の男性希望者 （特定健診受診の際申込）	750円

資料：くらしのガイドブック

## 医療費助成制度

区分	対象者
乳幼児	就学前の乳幼児（出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの人）
妊産婦	妊娠5月の初日から出産の翌月末日までの人
重度心身障害者 （児）	①身体障害者手帳の1級・2級の人 ②特別児童扶養手当1級の人 ③障害者基礎年金の1級の人 ④療育手帳Aの人
ひとり親家族	①配偶者のない方で、18歳未満の児童を扶養する人及びその人の扶養を受けている18歳未満の児童 ②父母のいない18歳未満の児童 ※18歳未満の児童（18歳に達する年度の3月末までの人）
老人	68歳・69歳と、73、74歳の方で、窓口負担が2割で後期高齢者医療保険制度に加入していない人
小学生 中学生 高校生等	小学生、中学生及び高校生等の方に対して、村単独で医療費の一部を助成していません。受給者証はありませんので、役場住民生活課国保住民班窓口にて医療機関などの領収書を持参してください。
寡婦	寡婦となった日の属する月の初日から70歳に達する月の末日までの間にある人

資料：くらしのガイドブック、九戸村ホームページ

医療機関の状況

区分	概要（診療科・診察日等）
九戸地域診療センター	<p>外来診療</p> <p>○内科：毎日、午前診療／循環器は第1・3・5水曜日／神経内科は第1・3・5火曜日（受付時間 8:30～11:30）</p> <p>○外科：月・火・金は午前診療、水・木は休診（受付時間 8:30～11:30）</p> <p>○小児科：木曜日の午後診療（受付時間 13:00～14:00）</p> <p>担当医師は、二戸病院の医師を中心に軽米病院などからの応援診療となっています。</p> <p>このほかに、訪問診療、公衆衛生活動（各種検診等）を行っています。</p>

訪問看護の利用者数（住居区域別）

区分		計	戸田	伊保内	江刺家・長興寺	小倉・荒谷	山根・山屋
二戸訪問看護	平成27年	17	5	7	1	2	2
ステーション	平成28年	23	6	7	3	4	3

地域の概況

- 食生活改善推進員の活動として、塩分測定活動「となりのお味噌汁」、地区の栄養教室など、脳卒中死亡率を下げる取り組みが行われています。
- 保健師が各地区に入って、減塩に配慮したメニューの紹介、季節や地元の野菜を使った料理づくりなど、普及に向けて取り組んでいます。
- 精神保健では、傾聴ボランティアの活動、デイケアの実施などが行われています。
- 医療・福祉（介護）の連携が弱いことが課題です。
- 訪問リハを充実することで、もっと機能が向上し、回復を進めることが期待されます。
- 訪問看護ステーションが、自宅療養に対応していますが、自宅での看取りは限られていることから、在宅医療や訪問看護、介護事業者の役割など、住民への普及啓発が必要です。
- 地域でもっと世帯に入り込んで見てくれる人（保健師など）が必要とされています。

※この記述は、地域住民や各種団体からの意見聴取をした際の主な内容です。

### (3) 高齢者福祉の状況

#### 【現状と課題】

本村の高齢化率は、平成27年10月時点で38.8%となり、今後も上昇することが予測されます。

高齢者が生きがいを持ち、社会や地域とのつながりと支え合いのなかで、心豊かに暮らすためには、日頃の健康づくりと疾病の予防が大切です。また、介護を要する状態になっても寝たきりにならないために、効果的かつ総合的なサービスの提供が必要です。

現在本村では、健康管理指導や健康教育、栄養指導を通して健康増進や介護予防に関する知識の普及に努めています。また、心身の機能が低下している高齢者には、デイサービス等で日常活動動作の機能訓練やレクリエーション等を実施し、維持回復を図りながら自立支援を行っています。

今後も生きがいと健康づくりの促進、介護予防と生活支援の推進や介護サービスの基盤整備の支援を行い、できる限り住み慣れた地域や家庭で生活できるよう進めていくことが重要です。

このため、村のめざす方向を示す「九戸村老人保健福祉計画」を早急に改定すると共に、医療・福祉・保健・地域住民団体などが連携して、在宅療養を支えるしくみづくり、質の高いサービスが総合的、継続的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが課題となっています。

#### 【地域資源・サービス】

村内の介護施設、事業所の状況は、以下のとおりです。

#### 九戸村内介護施設（入所による介護サービス）

区分	施設名	運営主体
高齢者長期入所型介護施設	地域密着型 特別養護老人ホーム折爪荘	九戸福祉会
	地域密着型 特別養護老人ホームおりつめの里	九戸福祉会
高齢者短期入所型介護施設	ショートステイおりつめ	九戸福祉会
認知症対応型共同生活介護施設	グループホームおりつめ	九戸福祉会

#### 九戸村内介護施設（通所による入浴、食事サービス等）

区分	施設名	運営主体
デイサービス	九戸村社会福祉協議会 指定通所介護事業所	九戸村社会福祉協議会
	ディサービスセンターおりつめ	九戸福祉会
	ディサービスセンターふぁーすとシート	ふぁーすとシート
	通所介護かすみ	カントリーハウス愛住

#### 九戸村内介護施設（居宅での家事援助、身体介護等）

区分	施設名	運営主体
ホームヘルパー	九戸村社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	九戸村社会福祉協議会
	ホームヘルパーステーションおりつめ	九戸福祉会

九戸村内介護施設（介護サービスを受けるためのケアプラン作成）

区分	施設名	運営主体
居宅介護支援事業所	九戸村社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	九戸村社会福祉協議会
	居宅介護支援センターおりつめ	九戸福祉会

九戸村内介護施設（障がい者のための入所施設）

区分	施設名	運営主体
共同生活介護	共同生活介護施設ラピュタ	ふぁーすとシート

高齢者の相談窓口

区分	施設名	運営主体
地域包括支援センター	九戸村地域包括支援センター	九戸村社会福祉協議会

介護保険以外の在宅福祉サービス

区分	運営主体
生きがいデイサービス事業	九戸村役場住民生活課地域福祉班
生活管理指導員派遣	九戸村役場住民生活課地域福祉班
給食サービス事業	九戸村社会福祉協議会

資料：くらしのガイドブック

地域の概況

- 認知症高齢者が急増しており、住民への認知症の啓発普及活動が必要と感じています。
- 一人暮らし高齢者が増加し、買い物や行政関係の手続きの支援が必要となっています。
- 施設利用などサービス利用の需要に対し、提供可能なサービスが量的に不足しています。
- デイサービス利用者について、家族による高齢者虐待が疑われる場合があります。
- 在宅の場合、病院受診の際の交通支援が必要な場合があります。
- 圏域事業となっているため、村役場に介護保険担当がいらない事が弱点です。
- 低額でサービス利用できる事業所が必要と感じています。
- 在宅の状況や1人暮らしの実態調査を以前行ったが、現状の調査が必要です。
- 地域での集まりをもっと活発にして、介護保険以前の人の見守りやちょっとした家事の支援を充実させることで、自宅で暮らせる期間を長くすることをめざす必要があります。
- 動けるうちは、農作業、草取り、できることを何でも行い。寝たきりにならないように、筋力を鍛え、衰えを防ぐこと、認知症の予防も大事とされます。
- 日頃からの相談対応が大事で、介護が必要になるほど動けなくなってからではなく、困ったときに対応してくれる、窓口と支援体制の充実が必要とされています。
- 専門職の充実、高齢者数に対しての配置増が必要とされます。

※この記述は、地域住民や各種団体からの意見聴取をした際の内容です。

#### (4) 障がい者福祉の状況

##### 【現状と課題】

障害者総合支援法の下で、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業による支援を含めた総合的な支援の充実が求められています。

本村においては、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、相談支援体制の整備、福祉サービス提供体制の充実や、日中活動の場の提供、社会参加の促進等様々な施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。

しかし、近年、障がいの重度化、障がい者の高齢化が進んでおり、それに伴い障がい者ニーズも多様化していく傾向にあります。また、障がい者の地域生活支援を進めるうえで、地域のなかで障がいに対する理解の輪を広げていくことが課題となっています。

今後、さらなる相談支援体制の強化や地域生活支援の充実、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどの障がいに対する理解と地域社会における交流の促進などが強く求められています。

このため、村のめざす方向を示す「九戸村障がい者福祉計画」を早急に改定し、住民の誰もが障がいの有無にかかわらず、その能力を十分に発揮しながら、安全で安心して生活ができるよう、必要な障がい福祉サービスにかかる給付その他の支援を行い、安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会を創り、すべての障がい者の自立と社会参加の実現を図ることが課題となっています。

##### 【地域資源・サービス】

九戸村内には、障がい福祉サービス事業所が限られており、日中活動の場、相談支援など、ほとんどが二戸圏域の事業所を利用しているのが現状です。計画相談については、二戸管内の6事業所が対応しているものの、相談支援員の不足等によりサービスの利用開始までに時間を要するケースがみられます。また、二戸管内に各種施設があるものの、ショートステイに対応した施設が少ない、または施設が遠いため利用できない場合があります。

発達障害が増える傾向にある中、児童の通所サービスが村内にないことから、二戸市の事業所が利用されています。なお、平成32年度までに、圏域に児童発達支援センターが設置される見通しです。

##### 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付

区分	概要
身体障害者手帳	身体障害の程度を証明する手帳を、身体障害者福祉法に基づき交付します。この手帳は、各種サービスを受けるときに必要となる手帳です。サービスの内容は、障害の程度により異なる場合があります。
療育手帳	知的障害の程度を証明する手帳を、療育手帳制度（国の制度）に基づき交付します。この手帳は、各種福祉サービスを受けるときに必要となる手帳です。サービスの内容は、障害の程度により異なる場合があります。
精神保健福祉手帳	精神障害の程度を証明する手帳を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付します。この手帳は、各種福祉サービスを受けるときに必要となる手帳です。サービスの内容は、障害の程度により異なる場合があります。

資料：くらしのガイドブック

## 九戸村における障がい福祉サービス事業所

区分	名称	法人名・住所
居宅介護支援	九戸村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	九戸村社会福祉協議会 九戸村大字伊保内 7-39-4
ケアホーム	ラピュタ	特定非営利活動法人ふぁーすとシート 九戸村伊保内第 11-52

### 地域の概況

- 現在、精神障がい者が病院から退院して地域に戻る場合、自宅に戻れないケースでは、村内に暮らす場所がなく、一般住宅に入って障がいのヘルパーの支援を受けて暮らすことも困難な状況にあります。
- 親と同居し自宅で引きこもっている例では、障がいがあるなど、8050問題が見られます。
- 障がい者の親が病気になったときなどを考えると、すぐに利用できる短期入所施設が必要とされていますが、事業運営面で課題があります。
- 障害福祉サービス事業を仮に村内で起こそうとしても、人口が少ない中で事業が成り立つほどの需要が見込まれるかという点、実際には厳しいように思われます。
- 障がいサービスや医療につながっていない障がい者について、地域で孤立させないような取り組みが必要とされています。

※この記述は、地域住民や各種団体からの意見聴取をした際の主な内容です。



### 3. 地域福祉の現状

#### (1) 社会福祉事業の状況

##### 【現状と課題】

近年、地域福祉として、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組むことの必要性を重視しており、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

現在行われている社会福祉協議会を中心とした各種諸活動、ボランティア団体の育成支援、配食サービスや移送サービス等の在宅サービスを重要な事業と捉えており、今後も継続して実施する必要があります。

また近年、ひきこもりや虐待といった新たな社会的課題への対応が早急に求められるようになってきており、これからも、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの福祉関係団体あるいは、地域の実情に精通した民生委員・児童委員とともに、情報を共有しながら対応する必要があります。

地域においては、老人クラブや婦人会などの活動が行われていますが、構成員の年齢が高くなっており、活動の担い手となる団塊世代の次の世代による実践活動の継続が課題となっています。

##### 【地域資源・サービス】

村内各地区 22 名の民生委員・児童委員、主任児童委員が、毎月の定例会、各種研修を行うと共に、年間を通じて、心配ごと相談や配食サービスへの協力、ケース検討会及び学校・地域等諸行事への出席、地域福祉活動、要援護者台帳の調査などの活動を行っています。

また、各地区において 11 の介護予防事業・サロン事業が、体操、脳トレ、血圧測定、入浴、食事会等の内容で、それぞれ週 1 回から月 1 回の頻度で開催されています。

ボランティア活動については、九戸村食生活改善推進員協議会（会員数 49 人）や九戸村地域婦人団体協議会（同 32 人）、九戸村商工会青年部（同 24 人）、九戸村赤十字奉仕団（同 22 人）など、多様な組織による全 16 団体（会員数合計 233 人）で九戸村ボランティア連絡協議会を構成し、活動の発展、連絡調整、交流、親睦を図ると共に、村民の意識啓発と実践活動を推進しています。

民生委員・児童委員、主任児童委員の数

地区	人数
戸田小学校区	5
山根小学校区	1
伊保内小学校区	6
長興寺小学校区	3
江刺家小学校区	5
主任児童委員	2
合計	22

民生児童委員協議会の主な活動状況（平成 28 年度）

区分	事業名・内容	会場等
4月15日（金）	役員会	山村開発センター
4月19日（火）	定例会／総会	山村開発センター
5月17日（火）	定例会／業務説明	山村開発センター
5月24日（火）	平成 28 年度第 1 回岩手県民生委員児童委員協議会評議員会	ふれあいランド岩手
6月7日（火）	こころの健康研修会（ゲートキーパー養成講座）	保健センター
6月23日（木）	定例会／交流会	ふるさと創造館
7月15日（金）	平成 28 年度主任児童委員研修会	アイーナ
7月19日（火）	定例会／研修	山村開発センター
7月21日（木）	地域ふれあいサロン引率補助	青森県六ヶ所村
8月3日（水）	平成 28 年度思春期講演会	二戸地区合同庁舎
8月5日（金）	平成 28 年度第 1 回二戸地区要保護児童対策研修会	二戸地区合同庁舎
8月23日（火）	定例会	山村開発センター
8月26日（金）	第 69 回岩手県社会福祉大会	マリオス
9月17日（土）	九戸村敬老会協力	村内 3 地区
9月27日（火）	定例会／研修	山村開発センター
10月17～18日	社会福祉協議会・民生児童委員協議会合同視察研修	秋田県藤里町ほか
11月12日（土）	いきいきふれあい集会	九戸村公民館
11月22日（火）	定例会／慰労会	山村開発センター
12月1日（木）	臨時会	役場第 3 会議室
12月13日（火）	平成 28 年度二戸地区民生委員児童委員協議会会長等会議	二戸地区合同庁舎
12月18日（日）	認知症を知り共に支える市民セミナー	二戸市シビックセンター
12月22日（木）	定例会	役場第 2 会議室
1月17日（火）	定例会／研修	山村開発センター
1月27日（金）	平成 28 年度新任民生委員児童委員研修会	二戸市民文化会館
2月3日（金）	平成 28 年度第 2 回二戸地区要保護児童対策研修会	二戸地区合同庁舎
2月7～8日	県下民生委員児童委員協議会会長・副会長研修会	花巻温泉ホテル千秋閣
2月16日（木）	二戸地区民生委員・児童委員研修会	二戸市民文化会館
2月21日（火）	定例会／研修	山村開発センター
2月28日（火）	平成 28 年度新任単位民生委員協議会会長研修	アイーナ
3月16日（木）	平成 28 年度第 2 回岩手県民生委員児童委員協議会評議員会	ふれあいランド岩手
3月21日（火）	定例会／研修	保健センター
通年	心配ごと相談への協力 配食サービスへの協力 ケース検討会への出席 学校・地域等諸行事への出席 地域福祉活動 要援護者台帳の調査	

資料：九戸村役場住民生活課

サロン事業・介護予防事業

	名称	対象地区	参加人数	開催回数	実施内容
1	戸田地区介護予防教室	戸田、山根	30	月2回	体操、脳トレ、血圧測定、入浴、食事会等
2	やかた交流会	荒谷、伊保内、小倉	35	月2回	体操、脳トレ、血圧測定、入浴、食事会等
3	コロポックル湯楽会（星組）	長興寺、江刺家	25	月2回	体操、脳トレ、血圧測定、入浴、食事会等
4	コロポックル湯楽会（月組）	江刺家	25	月2回	体操、脳トレ、血圧測定、入浴、食事会等
5	パワーアップ教室	村内全域	25	月2回	体操、ウォーキング、食事会等
6	生きがいデイサービス	村内全域	8	月4回	体操、脳トレ、血圧測定、入浴、食事会等
7	いきいきサロン	戸田上、戸田下	15	月1回	体操、血圧測定、レク、お茶会等
8	ひまわり会	伊保内下	15	月1回	ラジオ体操（週2回）、料理教室、講話、お茶会等
9	戸田薬湯友の会	戸田	20	週1回	体操、血圧測定、食事会等
10	妻の神シルバーリハビリ体操教室	妻の神	8	月2回	体操、血圧測定、食事会等
11	江刺家お茶っこサロン	江刺家	10	月1回	体操、血圧測定、食事会等

資料：九戸村住民生活課（平成29年度）

ボランティア活動団体の状況

	団体名	会員数
1	海外研修友の会	9
2	おたのしみ会	10
3	九戸村食生活改善推進員協議会	49
4	九戸村赤十字奉仕団	22
5	九戸村地域婦人団体協議会	32
	戸田婦人会	2
	山根婦人会	5
	伊保内婦人会	25
6	九戸村商工会青年部	24
7	すだみの会	2
8	九戸福祉会職員親睦会 つくしの会	10
9	戸田元村いりろ庵実行委員会	17
10	七草会	7
11	七申会	5
12	野菊の会	12
13	子育て支援ボランティアはまなすの会	5
14	読み聞かせグループ やまびこ	10
15	九戸村更生保護女性の会	12
16	リハくの会	7

資料：九戸村ボランティア連絡協議会（平成29年度）

#### 活動の担い手、推進体制

- 村内3地区で活動があり、江刺家では神楽の伝承活動を続けている。戸田ではかぼちゃまつりを28年間行ってきましたが、継続することが困難になってきています。
- 通いの場が必要ですが、先立ちになる人が不足していることから、運営に携わる人材の養成、村営からの移行を行っているところです。
- 介護予防教室、通いの場をもっと行いたいものの、送迎の部分で、車、運転手が不足しています。
- 地域づくり、持続的な地域社会の形成と健康づくりや介護予防、それらと地域福祉を関連付け、九戸の地域特性にあったモデルを考える必要があります。
- 商工会など福祉事業以外との連携を目指してはどうでしょうか。

#### 活動の場づくり

- 介護保険の支援事業で活動の展開が可能なので、サロンの充実を図ってはどうでしょうか。
- サロンについては、今年ようやく給食サービスを始めたところです。
- サロン活動の運営を支援する専門職のサポート役を配置して活動を促進してはどうでしょうか。
- 住民が使うなら、集落センターなどの賃借料が無料にならないものでしょうか。
- 地域で使えるような空き家を調べ、改修費の補助、見守りボランティアの活動費、電気代などを予算化し、運営の仕方については、集まった人達が活動を工夫するという形態はどうでしょうか。

#### 生活支援

- 買い物をする場所がなく、交通機関が不足（買い物支援、通院支援等が必要）しています。
- 生活支援の課題としては、買い物や通院などの移動支援、冬期間の除雪のニーズがあります。
- 仮にサービスが使えない状況になったとき、困ったときに助けてもらうしくみが必要です。
- 送迎の際、事故が心配なので、住民同士の助け合い活動を補償してあげられる制度が必要です。
- 移動手段について、地域のニーズに合わせきめ細やかな対応が必要だと思います。

#### 意識啓発

- 地域におけるお互い様の助け合い、家族の役割、在宅医療・訪問看護、健康づくり・介護予防などに関する意識啓発を進める必要があります。
- 村全体の意識啓発については社会福祉大会等を通じて、民児協、食生活改善、保健推進員、老人クラブなど、それぞれの活動を通じての取り組みを促進してはどうでしょうか。

※この記述は、地域住民や各種団体からの意見聴取をした際の主な内容です。

## (2) 低所得者対策の状況

### 【現状と課題】

低所得者の福祉の向上と充実を図るため、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、生活福祉資金の貸付、医療費助成制度の活用など、状況に応じた支援を進めてきました。また、年々増加しているひとり親家庭や低所得者家庭への支援等も実施しています。

独居高齢者支援の事業では、総合福祉センターの2階に、定員が10数人の低料金で利用できる入居施設があり、年度ごとに更新する仕組みとなっていますが、利用希望者が多く、空きが生じない状況となっています。

生活困窮者への支援に関しては、これまで、高齢、障がい、児童など、それぞれの支援の取り組みの中で対応してきましたが、本人と家族、高齢、障がい、生活保護など多様な支援が必要な場合も少なくありません。また、問題が大きくなってからの相談が多い傾向となっています。このため、困窮状態を事前に把握できる仕組みづくり、予防的な支援が必要とされています。

### 【地域資源・サービス】

村では、高齢者世帯などに対する冬季間の生活支援を目的として、あったか生活支援事業を実施しています。

#### あったか生活支援事業の概要

区分	説明
目的	高齢者世帯などに対する冬季間の生活支援を目的とします。
対象となる方	村内に住所があり、世帯全員が村民税非課税世帯で、かつ、次に該当する方が対象となります。ただし、福祉施設などの入所者は除かれます。 ①65歳以上の方のみの世帯 ②療育手帳の区分AおよびBの方が世帯構成員で同居している世帯 ③身体障害者手帳等級1級および2級の方が世帯構成員で同居している世帯 ④精神障害者保健福祉手帳等級1級、2級および3級の方が世帯構成員で同居している世帯 ⑤介護保険法に基づく要介護4・5の認定を受けている方のうち寝たきりの状態にある方が世帯構成員で同居している世帯 ⑥ひとり親世帯 ⑦生活保護世帯
助成の額	九戸村共通商品券により、1世帯当たり8,000円を助成します。

資料：九戸村住民生活課地域福祉班

### 地域の概況

- 1人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等について、引きこもり、虐待など、地域の実態を把握する調査が必要と考えます。
- 支援が必要な人ほど社協や役場に相談に来ない事から、アウトリーチ型の支援が基本です。

※この記述は、地域住民や各種団体からの意見聴取をした際の主な内容です。

### (3) 災害時避難支援の状況

#### 【現状と課題】

災害時の避難支援に向けて、要援護者リストを作成するとともに、避難支援プラン（全体計画・個別支援計画）の作成、要援護者支援マップの作成に取り組んで来ました。特に、平常時における要援護者支援活動（見守りネットワーク活動）の推進については、重要性が指摘されています。

このため、今後の活動の中で、要援護者の避難支援を誰が担うか、災害等が発生した際の避難支援のあり方について、村と地域の自治会との協力体制の充実など、連携強化に向けた取り組みが重要です。

全体計画に基づき、今後重要となる個別支援計画、要援護者台帳及び要援護者システムの整備や更新、住民に向けた普及・啓発や避難場所の周知が必要とされています。

#### 【地域資源・サービス】

村では、以下のとおり、一時避難場所・収容避難所を定めています。

一時避難場所・収容避難所一覧					
番号	一時避難場所	指定行政区	番号	収容避難所	収容避難所 指定行政区
1	瀬月内集落センター	瀬月内	1	旧宇堂口小学校体育館	瀬月内・宇堂口・泥の木
2	宇堂口地区農村婦人の家	宇堂口	2	戸田小学校体育館	平内・妻の神・戸田上・戸田下・館の下
3	泥の木地区集落センター	泥の木	3	山根小学校体育館	山根・荒谷
4	平内公民館	平内	4	伊保内小学校体育館	二ツ家・鹿島・伊保内上・伊保内下・川向
5	妻の神集落センター	妻の神	5	九戸村公民館開発ホール	南田・小倉
6	戸田コミュニティ消防センター	戸田上	6	長興寺小学校体育館	長興寺上・長興寺下・大向・五枚橋・荒田・雪屋
7	九戸村老人福祉センター	戸田下	7	江刺家小学校体育館	田代・柿の木・江刺家上・江刺家下・道地・丸木橋・山屋・細屋
8	戸田館の下生活改善センター	館の下			
9	山根集落センター	山根			
10	荒谷公民館	荒谷			
11	二ツ家公民館	二ツ家			
12	伊保内ふれあい会館	鹿島			
13	伊保内上町駐車場	伊保内上			
14	伊保内消防会館	伊保内上・下			
15	ふれあい広場	伊保内下			
16	川向公民館	川向			
17	南田コミュニティ消防センター	南田			
18	小倉ふれあい会館	小倉			
19	長興寺多目的集会施設銀杏会館	長興寺上・大向			
20	五枚橋公民館	五枚橋			
21	荒田地区集落センター	荒田			
22	雪屋公民館	雪屋			
23	田代生活改善センター	田代			
24	柿の木集会所	柿の木			
25	江刺家ふるさとセンター	江刺家上			
26	元村二集会所	江刺家下			
27	おりつめ構造改善センター	道地			
28	丸木橋サークルセンター	丸木橋			
29	山屋集落センター	山屋			
30	細屋ふれあいセンター	細屋			

資料：総務企画課庶務財政班

#### 地域の概況

●社会福祉事業所の避難計画がないことから、地元  
の自治会との連携のあり方の検討など、対策が必要  
とされています。

●地域における災害時の対策について、課題を明らか  
にして「見える化」することが必要です。

※この記述は、地域住民や各種団体からの意見聴取をした際  
の主な内容です。

#### (4) 自殺予防対策の状況

##### 【現状と課題】

本村における自殺防止の取組みとして、保健センターがホットスポットを重点的に全戸訪問し、うつスクリーニング及び健康状態の確認を行っています。心配なケースについては、再度訪問により継続支援を実施しています。

また、ゲートキーパー養成研修を、保健推進員、民生委員・児童委員、介護・医療施設職員、役場庁舎内職員を対象に実施しています。自殺を防ぐためには、周囲の気付きが重要なことから、地域住民や関係機関の職員など多くの人が知識を持って普段から過ごせるように、サロン活動など居場所づくりの拡充を図ると共に、地区栄養教室など地域の集まりでの普及啓発を行うなど、今後も自殺予防の視点や声かけの方法について周知していく必要があります。

##### 【地域資源・サービス】

保健センターによる以下のような取り組みが行われています。

##### 精神保健及び自殺対策

区分	事業名
相談・訪問	・精神科医師による心の健康相談（4回／年） ・うつスクリーニングの実施 ・保健師による出前相談（2支所、隔月）
普及啓発	・自殺予防普及啓発 ・精神科医師による心の健康講話（2回／年） ・精神障がい家族会に対する教室
人材養成	・傾聴ボランティア組織育成・活動支援 ・ゲートキーパー養成
社会復帰	・社会復帰事業（デイケア）（毎月1回）
ネットワークづくり	・関係機関との連携 ・自殺対策庁舎内連絡会議の開催

資料：九戸村住民生活課「平成28年度保健活動実績」

##### ゲートキーパー養成研修

区分	対象	回数	人数
平成28（2016）年度	保健推進員、民生委員・児童委員、傾聴ボランティア、介護・医療施設職員、庁舎内職員	3回	53人

##### 地域の概況

- 高齢者の自殺が多くなっています。
- 1人暮らし、出てこない高齢者への配食サービスはどうでしょうか（申込みではなく実施）。
- 集会所単位の集まりに来た人が、帰りに来ない人の家に寄るといことも考えられます。
- 食事提供、おいしい食事の場をつくる必要があると思います。
- 悩み事に対応した総合相談窓口が必要とされています。

※この記述は、地域住民や各種団体からの意見聴取をした際の主な内容です。

## (5) 見守りネットワークの状況

### 【現状と課題】

ひとり暮らしの高齢者や障がい者などの要援護者に対する日頃の見守りが重要になっており、地域包括支援センターを中心とし、民生児童委員や保健推進員、老人クラブ会員やボランティア団体などの協力や関係機関の指導を受けて、より充実したネットワークづくりが必要とされています。

村の保健衛生班の取り組みとして、高齢者を担当する保健師によるチームが各地域、行政区に入って、地域のつながりを重視し勉強会を行いつつ、サロンや介護予防の活動を呼びかけています。

高齢者の一人暮らしなど元気に暮らしている場合には、毎日の見守りやちょっとした家事の手伝いなどは、介護保険以外の地域で取り組む活動を促すことが重要です。家族でできることをもっと積極的に行うこと、家族間の支え合い、隣近所でお互い様に助け合うことについて、意識啓発が必要とされています。また、本人が家に帰ることを望む場合には、地域と介護事業者などが連携して支えることが必要です。

今後、高齢、障がい、引きこもり、生活困窮など、分野を超えた範囲で、地域の民生児童委員をはじめ、老人クラブや婦人会など地域の組織とも協力、連携していく必要があります。このため、専門職相互の顔の見える関係づくり、ネットワークづくりを図ることが必要とされています。

### 【地域資源・サービス】

地域においては、サロン活動や介護予防の事業が行われています（3（1）参照）。

### 地域の概況

- 個別の支援の充実に向けて、関係者や関係機関とのネットワーク充実が必要です。
- 老人クラブにおいて、今後、1人暮らし高齢者への対応、見守りなど、冬期の活動に暖房費の補助などを付けて、どこかの集落でモデル的に活動を進めてはどうか。
- 介護以前の支え合いを地域において、皆でやっていこうという機運の醸成が必要です。
- サロンのような病院の待合室など、80歳を過ぎても、毎日通えるところがあると良い。
- ひとり暮らしの人は自分の老後を心配しているので、地域の人と話す場づくりを進めてはどうか。また、地域での見守りも必要となっています。
- 空き家を利用した居住空間を整備。一人暮らしで自立度が高く、身体機能の低下が軽い人、気の合う人が一緒に暮らす「シェアハウス」を病院や役場のそばに整備し、デイサービス、ヘルパーを利用する仕組み。給食センターによる配食サービス事業が必要です。
- 空き家のトイレや水道を改修して、日中の活動の場を作り、食事づくりなど、ボランティアで寄り添う人がいれば、居場所づくりが可能。地域で暮らす介護以前の人の集まる場、見守るところ、寄り合い所を各地区につくり、サロン的な活動を普及しては。
- 在宅を支えるチーム、医療、看護、介護、生活支援コーディネーターで作っては。
- ニーズに合わせサービスを増やし、福祉マンションの整備など在宅支援の充実を。
- 高齢者、障がい者、子ども、共生型の居場所づくりが必要とされています。

※この記述は、地域住民や各種団体からの意見聴取をした際の主な内容です。



## (6) 地域福祉人材の状況

### 【現状と課題】

現在、村役場では保健衛生班に保健師が配置されているものの、多様なニーズに対して、人数が不足しており、保健師の職員採用による専門職確保が必要とされています。介護保険については、平成 29 年度までは、村が九戸村社会福祉協議会に地域包括支援センター業務を委託し、経験豊富な保健師の配置によって対応しているものの、村が主体となった取り組み、特に、地域包括ケアの推進では、分野間の調整、牽引する役割を果たす人も必要とされ、社会福祉士の採用などによる体制強化が急務となっています。

介護保険及び障がい福祉サービスについては、二戸地域、カシオペア圏域で介護・障害福祉に対応していますが、今後に向けては、村独自の専門職の配置と共に、限られた職員数の中でスキルアップを図り、ニーズの多様化、複雑化、変わっていく制度への対応が求められています。また、地域の相談対応、状況把握の担い手として、民生委員の資質向上を図っていく必要があります。

成年後見制度の推進には、市民後見人を育てることも重要となることから、カシオペア権利擁護支援センターと連携して市民後見人を育成することも必要とされています。

今後の地域における生活支援等の充実強化と活動の継続には、地域における 65 歳以上の人材を生かすことや有償ボランティアのしくみづくりも重要な課題となっています。

### 【地域資源・サービス】

地域においては、様々な分野に携わる各種ボランティア活動が行われています（3（1）参照）。

### 地域の概況

- 村役場に、介護や福祉の専門職がないこと、これが大きな課題です。
- 役場や社会福祉法人の退職者、地域に住む有資格者など、地域の人材活用が必要です。
- 村の課題は、外からの人を誘致するのが苦手なことです。交通の便が悪いこともあり、盛岡や宮城県の市町村とは異なり、移住者人が入って来づらい環境にあると感じています。
- 役場・社福法人、所属を超えた専門職の交流が少ないことから、多職種間の顔の見える関係づくりが必要です。
- 地域の人材に関しては、専門職の退職者、有資格で仕事から離れている人など、能力のある人は少なくないので、人材を生かした事業の展開を考える余地があると感じています。
- 村や福祉会の退職者にもっと活躍していただく場づくりを進めてはどうでしょうか。
- 福祉従事者を目指す若者に、奨学金等の経済的支援を実施してはどうでしょうか。

※この記述は、地域住民や各種団体からの意見聴取をした際の主な内容です。

## (7) 相談体制の状況

### 【現状と課題】

福祉や健康に関する情報の提供、相談窓口の場所の周知を含めた情報発信など、住民のニーズがあることから、相談先について、普段から住民にどのように伝えていくか、情報の伝え方、相談体制について、検討し、相談できる場所づくりを進めていく必要があります。

特に、地域包括支援センターの機能充実を図ると共に、役場の福祉部門との連携を強化し、高齢、介護、障がい、乳幼児、生活困窮者など、総合的な相談対応の体制づくりが必要とされています。

### 【地域資源・サービス】

現在、地域包括支援センターや村役場住民生活課の窓口、九戸村社会福祉協議会などにおいて、住民からの福祉や介護などに関する相談に対応しています。

### 地域の概況

- 総合的に対応できる窓口がありません。村役場に介護保険担当が不在です。
- 村として、総合支援窓口づくりが必要で、そのためには、人員の配置が重要となります。
- 専門職が限られており、社会福祉士有資格者もおらず、総合相談窓口としての対応に課題があります。社会福祉士の採用で福祉専門窓口を設置（ワンストップコーディネート機能）してはどうでしょうか。
- 市民後見の研修受講生が村内に3人いますが、必要な人の支援につながっていません。
- 権利擁護の対応については、今後の課題となっています。
- いざというときに、相談先が分からないという声は多い状況です。
- 今回の地域福祉計画では、計画の最後に、高齢者、障がい者、児童など、それぞれ分野について、村の担当者、相談窓口を明記して、村民に知らせることが重要と思います。
- これまで、社協として多くの事業に関わりすぎてきた経緯があることから、村が直営で行うべきものと社協の役割について、見直すべき時期と感じています。

※この記述は、地域住民や各種団体からの意見聴取をした際の主な内容です。

# 第3章 計画の理念と方針

地域福祉を取り巻く状況と課題を踏まえ、基本理念・基本目標・基本方針を次のように設定します。

## 1. 基本理念

子どもから高齢者まですべての人が、ふれあい、<sup>はぐく</sup>育みあい、助けあいながら、  
安心して暮らすことができる 九戸村

本村においては、少子高齢化の進行と併せて認知症や一人暮らし世帯の住民が増えている一方で、医療機関、介護・福祉サービス施設・事業所の数が十分とはいえない状況があります。地域では、人口減少とともに高齢者の比率が一層高まる中、住民のつながりが弱くなる傾向がみられ、孤立して生活する住民が増えています。しかし、本来は住民同士のふれあいが強い地域であり、その基盤は他の地域に比べれば残っているとみることもできます。

また、若者の働く場が少なく、子育て世代が安心して生活するための環境が十分とはいえない中であって、多くが高校を卒業すると同時に村外へ転出してしまいます。

そこで、本計画では、『新九戸村総合発展計画 後期基本計画』（H28～32）で示されている将来像『小さくても活力と笑顔溢れるしあわせの郷 九戸村』と基本目標『楽しく子どもを育て、健康で安心して暮らせる村』の実現を図ることを基本とし、本村の歴史・風土の中で受け継がれてきた「ふれあい」、「育みあい」、「助けあい」を再構築することを目指し、すべての住民にとって安心を実感できる地域づくりを推進することを願い、これを基本理念としました。

## 2. 基本目標・基本方針

基本理念「子どもから高齢者まですべての人が、ふれあい、育みあい、助けあいながら安心して暮らすことができる 九戸村」の実現に向け、国が示す「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」と、第2章で整理した本村における地域の現状と課題を踏まえ、4つの基本目標及びその具体的な行動目標となる基本方針を設定しました

### （基本目標1）一人ひとりが主役の地域づくり

誰もが自分の人生の主役として生活できる地域づくりを目指します。そのため、年齢や性別、居住地域や職業など住民一人ひとりの多様性をみんなが認め合うとともに、個人の目標や意識づけを重視した個別の支援を充実・強化し、すべての住民が自分の生活に満足感や納得感を持って日々を過ごせるような、関係性に裏づけられた空間としての地域づくりを進めます。

#### 【基本方針】

- 生きがいづくりの推進
- 社会的役割の創出

## (基本目標2) 安心・安全な暮らしを支える環境づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域を目指します。そのため、住民同士がお互いに関心を持ち、日頃から交流を図り、信頼関係の構築により地域で支え合う関係づくり、地域全体で子どもから高齢者まで見守ることのできる安全な地域環境づくりを進め、互いに助けたり助けられたりする生活支援体制を構築し、暮らしの中に生じる様々な不安の解消を図ります。

### 【基本方針】

- 住民同士のコミュニケーションの活性化
- 見守り体制の構築
- 地域で支えあう仕組みの構築
- ネットワークづくりの推進

## (基本目標3) 地域福祉を担う人づくり

誰もが地域福祉活動に参加できる地域を目指します。そのため、社会福祉士等の福祉専門職の配置により、住民の意識啓発や担い手となる人材の育成を進め、サロン活動や老人クラブ活動、自治会による見守り活動などの地域の様々な活動の活性化や健康づくりや介護予防、暮らしを支えるボランティア活動を促進します。多様な主体が活動に参加することによって、互いに支え合う地域づくりを進めます。

### 【基本方針】

- 福祉専門職の配置
- 誰もが地域福祉活動に参加できる支援の促進
- 意識啓発・人材育成による住民参加の促進
- 若者の医療・保健・福祉の専門資格取得のための進学に向けた奨学金制度の創設

## (基本目標4) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域を目指します。そのため、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めます。また、地域の問題を相談・解決できる仕組みの充実を図ります。

### 【基本方針】

- 介護保険制度の利活用の促進
- 多様な支援供給主体の育成
- 総合相談支援体制の整備
- 権利擁護の推進

### 3. 重点的な取り組み

本計画期間（平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの5か年）で重点的に取り組むべき事項として、下記のとおり3つの事項について掲げます。

●重点事項1 ; 地域のつながりの再生  
(住民同士をつなげ継続的な関係性を構築する)

【現状】

- 地域の人とのつき合いについて、顔を合わせればあいさつをしたり立ち話をしたりするなど、比較的活発に地域内での交流が図られています。
- 地域との交流がなく、孤立している住民がいる状況があります。
- 「隣の人が分からない（つながりがない）」や「隣近所の付き合いが少なくなっている」という住民の意見もあります。

【方向性】

- 地域で支えあい、助けあえる関係性を築いていくために、人と人とのつながりを深めていきます。
- 住民同士のつながりを深めるために、身近な地域におけるふれあいや交流活動を活発に行います。
- 子どもから高齢者まで世代を超えた様々な人が参加できる行事やイベントなどを実施し、地域で互に関わりあうきっかけをつくります。
- 地域におけるふれあいや交流活動への参加について、地域住民一人ひとりの主体的な行動を尊重します。
- 空き家や公共施設の空きスペースなどを活用し、地域において交流するための場づくりを推進します。

【具体的な取組】

〈村（行政）の役割〉

項目	取組内容
地域住民が主体的に行う地域行事や地域イベントの開催に関する支援	慣習として行われている各種地域行事や新規に開催しようとする地域イベントなど、住民が主体的に取り組む交流活動の充実を努め、高齢者や障がい者など社会的弱者と呼ばれる住民のみならず、子どもや若者、移住者や観光客など多世代多様な住民などが気軽に参加し、楽しめる交流の機会づくりを支援します。
住民が運営する地域交流スペースの開設に関する支援	空き家や公共スペースの活用を図りながら、住民が自主的に運営する地域交流スペースの開設や運営を支援します。
福祉施設や学校等が主催する行事やイベントの情報発信	福祉施設や学校等が主催する行事やイベントなど、村内の交流情報などを広報紙やホームページ、FMラジオなどを通じて広く周知を図り、交流を促進します。

〈地域に期待される役割〉

- あいさつしたり声をかけ合ったりして、地域住民との関わりを持つとともに、ひとり暮らし高齢者や子育て世帯、移住者などが地域で孤立するのを防ぎます。[村民]
- 地域活動や地域行事、祭りなどに積極的に参加することで地域の伝統や文化、歴史などを知り、地域への愛着を深めるとともに、地域内で顔の見える関係づくりをします。[村民]
- 新たな地域イベントの開催について企画し、村や社会福祉協議会、NPOなどに相談します。[村民]
- 地域に触れ、地域の情報に関心を持ちます。[村民]
- 地域防災の体制を整備します。[自治会]
- 地域内の空き家や公共スペースを活用し、住民が主体的に運営する地域交流スペースを開設します。[NPO、ボランティア団体]
- 在宅要援護者のケアプランや個別支援会議に関係者の役割を共有します。[社会福祉事業者]
- 地域単位でのふれあい活動を通じて、多世代融合のふれあいを啓発します。[社会福祉協議会]
- 「ふれあい・いきいきサロン」や「ささえあいマップづくり」などの地域活動の支援を通じて、支えあい、助けあいの関係づくりについて、住民に啓発します。

【目標】

指標	評価の視点	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
地域交流スペースの開催	村内全ての行政区で開催することをめざす	11 か所	31 か所
サロン活動の拡充・各行政区での開催	全ての行政区での開催をめざす	11 サロン	31 サロン
地域サポーターによる活動の支援回数	地域担当する役場職員が、活動を支援する	(報告書提出) 4 地区	31 地区
ホームページの充実	イベント情報や制度利用の案内、各種計画などについて周知を図る	随時更新	定期更新 (年 4 回以上)



●重点事項2 ; 様々な支えあいの実践  
(安心安全な生活を見守る地域体制を構築する)

【現状】

- 除雪の手伝いや家族が病気の時の援助、高齢者の安否確認や声掛けについて手助けをお願いしたいと思っている住民が多くいます。
- 高齢者のみの世帯の割合が増えてきている中で、生活課題について家族だけでは解決することが困難となってきています。
- 自分が倒れたり家を空けなければならなくなったりした時に誰が家のことをするのか心配している住民もあり、また、一人暮らしになった時の心配を持つ住民、体調が悪くなった時にすぐに受診できる場所がないと思っている住民もいます。

【方向性】

- 地域住民が安全で安心な生活を送るため、日頃の見守りや地域課題の把握・解決、行政サービス等との連携などを進めます。
- 見守りや緊急時の対応など、これまで家族で担ってきたことを地域や行政、場合によっては福祉サービスに委ねることについて検討します。
- 住民一人ひとりを含め、行政をはじめとする各関係団体が「相互に支えあう」という意識を持ち、連携を図りながら地域での支えあい・助けあいの実践を進めます。
- 有償ボランティアの活用など、新しい支えあいの仕組みづくりを進めます。

【具体的な取組】

〈村（行政）の役割〉

項目	取組内容
潜在化している住民の生活ニーズの把握・対応	制度の狭間にある、公的な福祉サービスの対象とならない問題は、村や社会福祉事業者、社会福祉協議会のみで発見・対応することは困難です。住民や自治会、地域にあるNPO、ボランティア団体などと連携して、潜在化している住民の生活ニーズの把握に努めるとともに、村の対応が必要と判断される場合には、適切に対応・支援を行います。
地域における住民主体の福祉体制の構築に向けた支援	除排雪が困難な家庭や日常的な見守りが必要な住民、買い物支援が必要な住民などについて定期的の実態把握します。また、住民に対して、地域での支えあい・助けあい活動の重要性を啓発し、住民が主体となる地域の福祉体制の構築に向けた取り組みについて支援を行います。
認知症サポーター養成	住民に対して認知症に対する正しい理解と適切な対応ができるよう、予防教室や出前講座、講演会の開催などを通し、認知症サポーターの養成に地域と一体となって取り組みます。
防犯対策	犯罪のない明るく住みやすい地域社会をめざし、防犯協会が主体となり防犯活動を行うとともに、住民が主体的に行う地域防犯活動の支援を行います。また、判断能力の低下や情報を得る機会の減少

	などにより被害に遭いやすい高齢者や障がい者などの消費者トラブルを防ぐため、警察との連携を図り、消費者被害防止のための啓発活動を行います。
--	--

〈地域に期待される役割〉

- 自分の身は自分で守る意識を持つ。[村民]
- 効率的な除排雪作業のための協力、近隣での助け合いに努める。[村民]
- 村や関係団体が開催する生活に関する講習会、研修会に積極的に参加する。[村民]
- 村などが発信する生活に関する情報をしっかりと受け止め、課題については自らも発信する。[村民]
- 地域で課題となっていることを把握し、村と連携しながら主体的な課題解決のための活動を行う。[自治会、NPO、ボランティア団体]
- 地域での住民生活に関する情報の収集と発信に努める。[自治会、民生委員児童委員]
- 自主防災組織の活動強化に努める。[自治会]
- 地域資源である社会福祉施設の機能を活かした地域貢献活動を行う。[社会福祉事業者]
- ふれあい・いきいきサロンや老人クラブ、ボランティア活動などの支援を行う。[社会福祉協議会]

【目標】

指標	評価の視点	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯等の実態調査	定期的に実施することで実態を把握、支援する	実施なし (過去に実施)	年 1 回
認知症サポーター養成講座の開催	全ての行政区での開催、村民 1 割受講をめざす	未実施	31 か所 (500 人)
健康づくり・介護予防教室・出前講座等の開催	全ての行政区での開催をめざす	11 か所	31 か所
スノーバスターズの組織化	組織を立ち上げ、村民 1 % の参加をめざす	なし	50 人





●重点事項3 ; 身近な総合相談支援窓口の充実  
(困りごとを早期に発見し支援につなげる仕組みを構築する)

【現状】

- 住民のライフスタイルの変化や価値観の多様化の影響もあり、ひとり暮らし高齢者や子育て世代の核家族家庭などにとって身近に生活の悩みや不安を相談できる人がいない、相談しづらいといった理由から、問題を抱え込み、孤立してしまう人が増える傾向にあります。
- 住民からは村に対し、身近に相談できる場所づくりを期待している傾向が見られます。
- 困った時にどこに相談すればよいのかわからない、相談できる場所がほしいという住民からの意見があります。
- 福祉に関する総合的な相談窓口の整備を望む意見があります。

【方向性】

- 地域で支援を必要とする人が孤立することのないよう、村の担当を明確にしたうえで実態の把握に努めます。
- 複合的で複雑化した生活課題に対し適切な支援体制の構築を図るため、保健師や社会福祉士などの有資格者が配置された総合相談支援窓口の設置及び充実に向けた取り組みを進めます。

【具体的な取組】

〈村（行政）の役割〉

項目	取組内容
福祉に関する総合相談窓口の設置	<p>福祉的な支援を必要とする住民が気軽に相談できるよう、行政機関や社会福祉協議会、民生委員児童委員などの相談窓口の周知を図るとともに、村役場内への保健師や社会福祉士などの有資格者を配置する福祉総合相談窓口の設置へ向け検討します。総合相談窓口の設置により、福祉に関する相談をワンストップ（相談者を相談内容でたらい回しにするのではなく、相談した窓口で総合的に対応する方法）で受けとめ、対応することをめざします。</p> <p>また、地域包括支援センターの運営を社会福祉協議会の委託から村の直営にし、公的な責任において地域住民の福祉ニーズへの対応を図ります。</p>
社会福祉協議会や社会福祉事業者との連携・情報共有	<p>受け付けた相談を必要に応じて適切な支援に結びつけるため、地域福祉活動をコーディネートする社会福祉協議会や福祉・介護サービス事業を行っている社会福祉事業者などと日常的な連携・情報共有の機会を設けます。その際には、個人情報保護法などの必要な法令を遵守し、相談者などのプライバシー保護を図りながら、住民の生活の質の向上に努めます。</p>

〈地域に期待される役割〉

- 個人情報保護の正しい知識を持ち、情報共有の必要性・有効性を理解する。[村民]
- 村が設置する各相談窓口について知るとともに、民生委員児童委員等の活動を理解し、それらの活用を図る。[村民]
- 日常的な交流を通して困っている人を見つけたら、相談を受けとめ、必要に応じて適切な窓口につなぐ。[村民、自治会、NPO、ボランティア団体、民生委員児童委員]
- 専門性を活かした相談援助活動を行う [社会福祉事業者]
- 定例民生委員児童委員連絡協議会において地域課題を把握・情報共有し、必要な住民に対して適切に相談窓口や支援機関につなぐ。[民生委員児童委員]
- 福祉関係者によるネットワーク会議に参加し、他機関と連携しながら住民の福祉課題の解決を図る。[社会福祉事業者]
- 各種相談事業の啓発と充実に努めるとともに、村への地域包括支援センターの移管を円滑に行う。[社会福祉協議会]

【目標】

指標	評価の視点	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
総合的相談窓口の開設	専門職を配置した相談総合窓口の開設を進める	未実施	2 か所
地域包括支援センターの充実・出前相談会の開催	毎年 1 回、3 地区において、出前相談会を行う	未実施	年 1 回 / 地区 (全 3 回)
福祉関係者によるネットワーク会議（仮称）の開催	多職種による地域福祉課題の解決に向けた定期的な会議を開催する	未実施	年 4 回



## 地域活動の紹介

\*実際の活動例

<社協>

- んだなっす
- はまなっすこ 子育てサロン

<住民運営>

- お茶っこサロン（江刺家地区ボランティア運営）
- 妻の神シルバー教室（妻の神シルバーリハビリ体操）
- おたっしゃクラブ（長興寺地区ボランティア運営）
- いきいきサロン（戸田地区元村自治会）
- ひまわり会（伊保内地区ボランティア運営）

<行政>

- 保健推進員、食生活改善推進員による地区栄養教室
- シルリハ体操教室によるサロン立ち上げ支援

例) ※村ホームページより抜粋して掲載

○『さなぶり会』（宇堂口自治会）



○『田代部落にやじまい』（田代農家組合）



○『瀬月内川流域収穫祭』（瀬月内川流域収穫祭実行委員会）

○『郷土食料理 味見会』（戸田元村自治会）

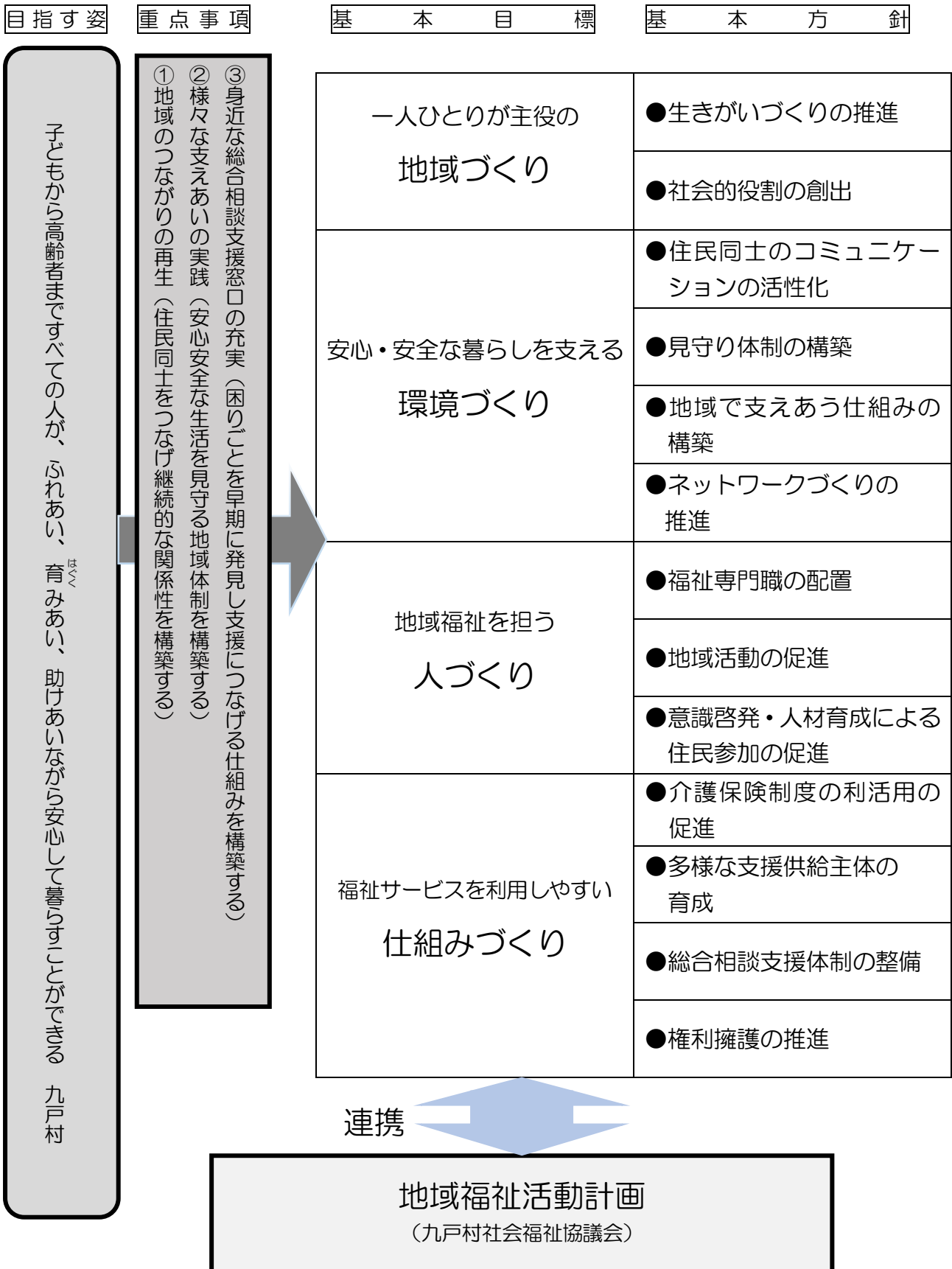


○『宇堂口地区新春むらづくりの集い』（宇堂口地区集落センター連絡協議会（瀬月内・宇堂口・泥ノ木自治会））



■計画の体系

本計画は、基本理念の実現に向けて、基本目標と基本方針、それらを推進するための村社会福祉協議会による地域福祉活動計画との連携により構成されています。



## 4. 施策の展開

すべての地域住民が社会的に排除されることなく、保障されるべきあらゆる権利が擁護され、その人が納得感をもって生活できる地域づくりが求められています。日常生活で介助や支援が必要な高齢者や障害のある人の望む場所での生活を守り、子どもの健全育成を図るためには、専門的な介護や支援、またそれらのコーディネートを担う相談支援体制が必要であり、家族だけにその役割を課す仕組みでは、効果や持続可能性に限界があります。

一方、住民が精神的な充足感や生きがいのある主体的な生活を送りたいといった意欲を持ち参加する社会活動や、例えば交通弱者に対する買い物支援であったりひとり暮らし高齢者に対する話し相手であったりという日常生活支援の分野では、必ずしも行政サービスで対応するというだけでなく、ボランティアやNPO等の住民参加型の支えあい活動や助けあい活動による取組の方が有効といえる場合もあります。

このようなことから、行政、地域、住民が協働（有機的な連携・役割分担等）した、支援を必要とする住民への新たな支えあいが必要となります。

本計画は、単に行政の責任の明示に止まるのではなく、ボランティアやNPO等の住民参加型の支えあいや助けあいの促進に向け、地域活動のための場の確保や環境の整備はもとより、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人等、地域福祉活動に参加する様々な住民が協働しながら活動できる仕組みづくりのため、住民や地域の取組についても明らかにすることにより、住民総参加での地域づくりを推進するための社会計画としての役割も持っています。

なお、地域福祉計画は福祉分野の上位計画と位置付けられ、今般の社会福祉法改正により計画の記載事項として、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②包括的な支援体制の整備に関する事項、の2点について追加され、このことについては、法施行日（平成30年4月1日）より3年程度以内の対応が求められています。

**住民の取組** 自助：地域に住む一人ひとりが取り組むこと

個人や家庭等、住民の取組の方向性を示します。

**地域の取組** 互助・共助：地域が力を合わせて実現していくこと

地域コミュニティ（自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員等）、ボランティア、NPO法人、社会福祉協議会、企業・事業所、地域における様々な人や組織等の取り組みの方向性を示します。

**村の主な取組** 公助：行政等の責任として推進していくこと

行政として取り組むべきとされることや、住民や地域の主体的な取組を支えるために行うこと等、村の取り組みの方向性を示します。

## それぞれの性格・役割について

### 【村（行政）】

村は、計画の基本理念に基づく基本目標など計画の実現に向けた具体的な事業の実施と、関係機関・団体との調整を行い、本計画を総合的に推進します。

### 【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、地域における住民にとっての身近な調整役としてその役割は大きなものがあり、援護が必要な人と、行政や社会福祉協議会などとの橋渡しの役割も担っています。

本計画の推進においては、地域の福祉支援者として、積極的な役割が期待されます。

### 【社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、地域福祉計画と一体的に策定した地域福祉活動計画の実現に向けて、具体的な取組を企画・立案し実施するとともに、啓発や地域福祉活動への助言・指導を行います。また、地域福祉活動を行う住民と福祉関係者との連携を深めるなど、総合的な調整機能を積極的に担います。

### 【社会福祉事業者・NPO 法人】

社会福祉施設などのサービス提供事業者は、その専門的な技術や経験を生かしながら、地域にある問題を福祉的な観点から広く活動・支援をしていくことで、地域の福祉課題の解決に向けての役割が期待されています。各施設・事業所では、独自の社会貢献や活動への支援が行われており、地域と連携した取り組みが期待されます。

NPO 法人（非営利活動団体）は、特定の課題や目的を持った組織として活動しており、高い専門性と独自のネットワークを持ち、また、柔軟な活動が可能であることから、人と人をつなぐ大きな力を持っています。子育て支援や障がい者・高齢者支援などの専門分野では、関心のある住民をボランティアとして受け入れたりするなど、参加の意識を高め先導する役割が期待されています。

### 【地域住民・自治会などの地域団体】

地域住民は、互いに支え合う地域コミュニティ再生や強化の主体として、地域福祉活動へ自発的・積極的な参加が求められ、自分たちでできることを具体的に考える機会として、ボランティア活動や研修会への参加が望まれます。一人ひとりのささやかな行動も輪が広がることで次第に大きな成果につながり、支え合う地域づくりに結びついていくことが期待されています。

自治会等においては、身近な困りごとを話題にしたり、地域福祉課題について講師を招いて座談会を開催したりするなどの取り組みが望まれます。また、地域でのつながりを活かした近隣での見守り活動や、関係団体、行政などとの連携による地域のネットワークづくりと、日常的な福祉活動の実践が期待されます。

### 【ボランティア・ボランティア団体】

ボランティアは、自主性（主体性）、社会性（連帯性）、無償性（無給性）などを原則として、自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為またはそのような活動をする人とされています。また、これらボランティアが特定の目的をもって組織化した団体をボランティア団体といいます。地域福祉の向上には、このような貢献意識の高い住民の活動は不可欠となります。

なお、近年は、活動の活性化を目的として受益者に対し交通費など実費程度の低負担を課す有償ボランティアへの期待が高まっています。

## 【1-1 生きがいづくりの推進】

### 現状と課題

高齢化率が高まり、平均寿命が延びている中、村民一人ひとりの健康寿命が延伸し、生涯現役で活躍できる状態を維持していくことが望まれています。

また、地域や家庭においては、高齢者がそれまでの人生で蓄積された知識や様々な経験を生かせる場の確保や機会を拡げていく必要があります。

年齢を重ねることによって、徐々に身体能力が低下しても、あるいは病気や障がいがあっても、その人らしい生き方が出来る環境づくりが求められています。

### 今後の方向性

- ・地域や家庭において、高齢者の知識や経験を生かす機会を増やします。
- ・伝統的な文化や食生活など、次の世代に伝えていく事を進めます。
- ・生涯現役、いくつになっても楽しみややりがいが見いだせる環境づくりを進めます。
- ・お互い様の気持ちで助けたり助けられたりする意識の醸成を目指します。

### 事業や活動の例

- ・農用地を活用した生産活動、加工品づくり、産直施設での販売
- ・自治会や各種団体の活動
- ・見守りや子育て支援、環境保全などのボランティア活動
- ・歴史や文化、技術などの伝承活動
- ・有償ボランティア事業の立ち上げ・運営支援

## 【1-2 社会的役割の創出】

### 現状と課題

定年退職など職場を退職した後に、それぞれが地域での役割を持ち、役割を果たしていく地域社会のあり方が求められています。

病気や障がいがあっても、それぞれがお互い様で助け合って暮らしていくことが必要とされています。

### 今後の方向性

- ・村民一人ひとりに居場所があり、地域の一員として暮らせる地域社会を目指します。
- ・一人ひとりが住んでいる場所で、それぞれの地域の活動に参加する事を促します。
- ・退職後の時間を活用して、健康づくり活動（シルバーリハビリ体操等）の推進役となることを促します。
- ・病気や障がいがあっても、それぞれがお互いに助け合って地域とともに暮らす地域社会を目指します。

### 事業や活動の例

- ・地域の居場所づくり（場づくりと世話人的な関わり）
- ・自治会や各種団体の活動【再掲】
- ・老人クラブ活動、サロン活動
- ・健康づくりや介護予防活動

## 【2-1 住民同士のコミュニケーションの活性化】

### 現状と課題

本村においても、以前に比べ隣近所の関係の希薄さが目立ちつつあり、住民同士のコミュニケーションを深めることが課題となっています。

また、日頃から身近な相談相手が不在の人が増える傾向にあり、地域における人間関係づくりが必要とされています。

### 今後の方向性

- ・地域において、身近にふれあう機会の創出を目指します。
- ・村内各地区・各集落に、気軽に集うことのできる場づくりを推進します。
- ・定期的集まって交流するサロン活動などの小規模なつながりづくりを目指します。
- ・様々なライフスタイルがあることを受入れ、多様な価値観の認め合い尊重する機運の醸成を図ります。

### 事業や活動の例

- ・地域での挨拶、声かけ
- ・空き家や公共施設等を活用した居場所づくり
- ・サロン活動の促進

## 【2-2 見守り体制の構築】

### 現状と課題

近年、地域における高齢者世帯、ひとり暮らしなどが増加していることから、地域での孤立を防ぐことが課題となっています。

高齢の親御さんと単身の息子さんなどが暮らす「80・50問題」への対応が必要とされています。

認知症については、村内においても増加傾向がみられることから、意識啓発や予防策の普及、サポート体制づくりなど認知症対策が求められています。

### 今後の方向性

- ・村内各地区・各集落における見守りのしくみづくりを推進します。
- ・それぞれの地区の特徴に応じた老人クラブやサロン活動の促進を図ります。
- ・村及び関係機関・事業者、ボランティアなどが協力・連携し、健康づくり活動、介護予防を推進します。

### 事業や活動の例

- ・見守りボランティア活動
- ・自治会活動、老人クラブ、サロン活動支援



## 【2-3 地域で支えあう仕組みの構築】

### 現状と課題

生活保護法や生活困窮者自立支援法などに基づく制度、介護保険事業、各種の支援機関などを利用して、対象となる人の支援を進めていく必要があります。

障がい者の「65 歳問題」や支援の必要な人が相談窓口とつながらない問題など、支援からこぼれた部分の存在に対する対応策が課題となっています。

日常生活においては、ちょっとした助けが必要な場合への対応が求められています。また、通院や買い物、用足しの際の移動支援について、使い勝手の良いしくみが必要とされています。

冬期間のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯など、除雪支援の必要性が徐々に高まっています。

### 今後の方向性

- ・隣近所での身近な人などによるちょっとした助け合いを促進します。
- ・認知症についての知識の普及啓発を進めます。
- ・お互い様の助け合いを進めるため、自治会単位での支え合いのしくみづくりを促します。
- ・子育て後、退職前世代の地域とのつながりづくりを促進します。
- ・退職者が地域に貢献することができるように、活躍機会の創出を図ります。

### 事業や活動の例

- ・生活支援コーディネーターの配置など地域での支え合い支援
- ・有償ボランティアのしくみづくり
- ・各地区単位での、認知症・介護等の相談会
- ・高齢者の通院や買物を対象とした移動支援
- ・1人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯を対象とした除雪支援

## 【2-4 ネットワークづくりの推進】

### 現状と課題

村内各地区において、災害時要援護者など、日頃より支援のあり方を検討する必要があります。

自助・共助・公助を組み合わせることで安心・安全な地域社会を築くため、村と自治会の協力について検討することが必要とされています。

これまで、相互のつながりが弱かった保健・医療・介護・福祉の専門職の交流の場を作り、つながりを強化することが課題となっています。

### 今後の方向性

- ・災害時要援護者への対応など、各地区における災害時の支援体制づくりを促進します。
- ・村内関係機関や関係者による現状のネットワークの拡大を図ります。
- ・多機関の連携及び多様な専門職の顔の見える関係づくりなど重層的なネットワーク構築を図ります。

### 事業や活動の例

- ・地域支え合いマップづくり
- ・要援護者支援のしくみづくり
- ・専門職の交流会開催による顔の見える関係づくり

### 【3-1 福祉専門職の配置】

#### 現状と課題

役場に配置されている専門職（保健師、保育士、社会福祉士など）が不足しており、対策が必要とされています。

九戸村出身で福祉等の専門資格を有する新卒者Uターンについて、受け皿づくりが課題です。また、他の地域からのUターン者の受入れについても対応が求められています。

#### 今後の方向性

- ・重点分野への専門職の配置に向けた採用を進めます。
- ・専門職の退職者の採用を推進します。
- ・専門資格を有する新卒者採用について、岩手県立大学等への情報提供及び学生への働きかけを進めます。
- ・田舎暮らし志向の専門職等に対しての情報発信を推進します。

#### 事業や活動の例

- ・地域包括支援センターの職員増員
- ・専門職のUターンに向けた奨学金制度の創出
- ・地域おこし協力隊（総務省）の受入れ

### 【3-2 地域活動の促進】

#### 現状と課題

村内各地区・各集落における、身近に参加できる地域活動の普及が課題となっています。

多様化する価値観やライフスタイルの違いが顕在化する中、社会の変化を認めつつ、互いに尊重し合う関係づくりが必要とされています。

サロン活動や健康づくり、介護予防など、各地区において身近に活動できる拠点づくりや運営体制づくりが求められています。

#### 今後の方向性

- ・村内各地区における自治会活動や老人クラブ活動、サロン活動等の促進を図ります。
- ・それぞれにおける民生委員・児童委員の活動支援を推進します。
- ・地域における相互理解やお互い様の助け合い機運の醸成、社会的包摂を推進します。

#### 事業や活動の例

- ・地域リーダー養成研修
- ・民生委員・児童委員の専門性向上研修
- ・地域福祉コーディネーターの配置による活動支援
- ・空き家や公共施設等を活用した活動拠点整備、運営支援

### 【3-3 意識啓発・人材育成による住民参加の促進】

#### 現状と課題

将来の担い手となる小中学生を対象に、体験を通じた学びの機会が必要であることから、取り組みを充実することが課題となっています。

誰もが我が事として感じられるように、障がいや病気などにふれあい、理解を深める機会を拡充することが必要とされています。

村内の各種福祉施設での体験や様々なボランティア活動、交流や体験イベント等を通じた意識啓発、共生社会を目指した活動や場づくりなどが求められています。

#### 今後の方向性

- ・小中学生などを対象としたボランティア体験の充実を図ります。
- ・一般向けのボランティア活動、ふれあい交流体験を推進します。
- ・認知症や介護予防など、啓発事業の推進を図ります。
- ・ボランティアとして課題解決に向けた活動に関わることの出来る場づくりを推進します。
- ・高齢者、障がい者、子どもなど、共生型の居場所づくりを促進します。

#### 事業や活動の例

- ・住民向け研修会の開催
- ・ボランティアセンターの設置
- ・子ども食堂の実施支援
- ・共生型ホームの促進

## 【4-1 介護保険制度の利活用の促進】

### 現状と課題

健康寿命の延伸、生涯現役を目指し、介護予防の取り組みを進める事が必要とされています。

増加傾向にある認知症の予防のための活動や認知症への対応についての意識啓発、介護保険利用に向けた情報提供、関係者の連携強化などの対応が必要とされています。

介護保険の利用に向けて、気軽に相談できる相談体制の充実が求められています。

### 今後の方向性

- ・関係機関の連携による地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- ・本人の持つ力や意欲を喚起し、自立支援や介護予防、重度化防止を促します。
- ・介護保険制度の推進機関として、地域包括支援センターの役割・機能の強化を図ります。
- ・村内各地区・各地域における見守り体制の強化を促進します。

### 事業や活動の例

- ・総合相談窓口の設置
- ・広報誌やホームページを活用した情報発信
- ・住民向けの普及・啓発（相談内容を具体的に載せた窓口のチラシ配布・説明会や出前相談会等）

## 【4-2 多様な支援供給主体の育成】

### 現状と課題

高齢者や障がい者などを対象とした既存の事業者の取り組みが拡大、充実するような支援が必要とされています。

関係機関や各事業所の専門職相互の交流が不足していることから、定期的な交流機会を設けるなど、顔の見える関係づくりが必要です。

専門職の退職者やボランティア活動経験者等多様な人材の活躍する場づくりが課題です。また、不足している社会資源の創出や地域課題に対応した起業（創業）機運を醸成することも必要とされています。

### 今後の方向性

- ・九戸村社会福祉協議会や九戸福祉会等による新事業展開への支援を進めます。
- ・多職種の専門職が交流する機会を創出し、顔の見える関係づくりを推進します。
- ・社会資源の創出や地域課題に対応した事業の立ち上げに向けた支援を進めます。

### 事業や活動の例

- ・専門職のスキルアップ研修会、交流会の実施
- ・地域課題に向けた関係者ワークショップの開催
- ・地域課題解決型の創業セミナーの実施

### 【4-3 総合相談支援体制の整備】

#### 現状と課題

村民の中に身近な相談相手のいない人が増加している傾向がみられることから、身近で気軽に相談できる相談体制づくりが必要とされています。

相談内容、福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、一元的な相談窓口の必要性が高まっています。

資格を持った専門職の配置など、役場窓口での相談対応体制の充実強化が課題となっています。

地域において、本当に相談の必要な人が孤立して相談できない状況があることから、対策が必要です。

#### 今後の方向性

- ・専門職の配置など、役場窓口における相談体制の充実・強化を図ります。
- ・役場担当者を明確化し、情報発信を進めます。
- ・村内外の関係機関や関係者の連携強化による対応の充実を図ります。
- ・生活困窮者への対応や自宅を訪問するアウトリーチ型支援を推進します。
- ・地域ケア会議の開催及び内容の充実を図る事によって課題解決の取り組みを進めます。

#### 事業や活動の例

- ・総合相談窓口の設置【再掲】
- ・専門職の採用による職員体制の強化
- ・関係機関、専門職の顔の見える関係づくり
- ・関係機関の連携強化（保健・医療・介護・福祉）
- ・住民向けの普及・啓発（相談内容を具体的に載せた窓口のチラシ配布等）【再掲】

### 【4-4 権利擁護の推進】

#### 現状と課題

1人暮らし高齢者や身寄りの無い人など、ご本人の権利擁護に向けた公的支援が必要とされています。

また、本村においても増加傾向にある認知症高齢者の支援充実が課題となっています。

親亡き後の障がい当事者支援についても、親御さんが元気なうちからの対応が必要とされています。

#### 今後の方向性

- ・専門職が対応できる相談窓口について、充実を図ります。
- ・村民に対して、成年後見制度に関する普及啓発の活動を推進します。
- ・個別の相談に対しては、関係機関や専門職との連携による対応を図ります。

#### 事業や活動の例

- ・権利擁護に関する研修会の実施
- ・成年後見制度の普及啓発、相談体制の整備
- ・市民後見の研修実施、体制整備

## 第4章 計画の推進方策

この計画の推進にあたっては、各重点事項に目標を設定して、住民参加のもと計画的に進捗管理を行います。

### 1. マネジメントのあり方（計画の進捗管理）

本計画は、PDCA サイクル（PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（チェック・評価）→ACTION（改善））に基づく進捗管理の仕組みを位置づけ、計画的なサイクルを通じた持続的な成果と、メリハリのある選択と集中を追求します。この実施にあたっては、毎年度のローリングの実施により、住民満足度や成果などが得られない事業は、積極的に再構築を図ります。

本計画は、高齢者、児童、障がい者など各種個別計画との整合性を保ち、保健・医療・福祉及び生活関連分野との連携を図りながら推進します。したがって、村行政内部において、関係部局との情報の共有化を円滑に図るための仕組みをつくり、本計画と他の個別計画の計画期間を整理し、全体として、保健福祉総合計画としての性質を持たせることをめざします。

また、地域福祉活動を行う社会福祉協議会との体制整備については、地域課題を共有しながら計画の実践、評価を行う組織が必要であることから、「福祉関係者によるネットワーク会議」（仮称）により、計画の進行管理及び達成状況などの共有化を図ります。

計画の進捗状況や各地域における取り組み事例等については、村広報紙などへの掲載、村・社会福祉協議会が共催する地域住民との懇談会などの場において周知を図るとともに、ふれあいサロンや地域の教室における意見交換を通じて、日常的に地域課題の把握に努めます。

### 2. 推進体制等

#### （1）地域福祉計画・地域福祉活動計画と総合計画及び個別計画

新九戸村総合発展計画後期基本計画（平成 28～32 年）を最上位計画とし、関連する他の個別計画や社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合・連携を図りながら、地域におけるふれあい、支えあいに重点を置き、各種制度の活用を図り、これらの個別計画で対応できない地域課題は、本計画において解決を図ります。

#### （2）多様な主体の協働

本計画の基本理念を実現するため、村、地域住民、自治会、社会福祉協議会、ボランティア、NPO 法人、九戸福祉会をはじめとした社会福祉事業者が本計画の目標を共有し、それぞれの役割を持ち、連携を図りながら取り組みを進めます。

## 資料

1. 九戸村地域福祉計画策定委員設置要綱
2. 「九戸村地域福祉計画策定委員会・ワーキングチーム」名簿
3. 住民アンケート調査（集計結果）：別冊
4. 地域福祉懇談会（結果の記録）：別冊

# 1. 九戸村地域福祉計画策定委員設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく九戸村地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定することを目的として、九戸村地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の作成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者(推薦者を含む。)
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて村長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会には、委員長が必要と認める者を出席させて説明又は意見を求めることができる。

(ワーキングチームの設置)

第7条 委員会に、計画素案の調査・分析、検討を行うため、ワーキングチーム(作業班)を設置する。

2 ワーキングチームは、関係する機関の実務担当者で構成し、村長がこれを委嘱する。

3 ワーキングチームは、必要に応じて村長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民生活課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキングチームの運営に関し必要な事項は、村長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月21日から施行する。



『九戸村地域福祉計画策定委員会』委員名簿

No.	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	社会福祉法人九戸福祉会	理事長	葉澤 博	
2	社会福祉法人九戸村社会福祉協議会	会長	木村 正樹	
3	九戸村民生委員児童委員協議会	会長	若山 秀一	[副委員長]
4	九戸村ボランティア連絡協議会	会長	佐々木 トマ	
5	九戸村老人クラブ連合会	会長	高崎 覺志	[委員長]
6	九戸村身体障害者協会	会長	平中 昭夫	
7	九戸村保健推進員協議会	副会長	細川 育子	
8	九戸村食生活改善推進員協議会	会長	桂川 祥子	
9	九戸村地域婦人団体協議会	副会長	小野寺 卫ネ	
10	九戸村消防団	団長	川畑 勝美	
11	特定非営利活動法人ふぁーすとシート	理事長	榎本 啓子	
12	九戸村PTA連合会	会長	尾友 一雄	
13	知識経験者（元民生・児童委員）		石川 ツエ	
14	九戸村総務企画課	課長	中村 学	

## 2. 「九戸村地域福祉計画策定委員会・ワーキングチーム」名簿

### 『九戸村地域福祉計画策定委員会・ワーキングチーム』名簿

No.	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	九戸地域診療センター	主任看護師	熊谷 みどり	医療関係者
2	二戸訪問看護ステーション	看護師	大川 まき子	〃
3	九戸村住民生活課 保健衛生班	課長補佐兼班長	野辺地 利之	保健関係者
4	九戸村住民生活課 保健衛生班	保健師	河村 侑乃	〃
5	居宅介護支援センターおりつめ	介護支援専門員	関端 郁子	福祉関係者
6	特別養護老人ホーム折爪荘	主任生活相談員	和蛇田 公子	〃
7	地域密着型老人ホームおりつめの里	主任生活相談員	村田 由喜子	〃
8	グループホームおりつめ	管理者	田沢 秀行	〃
9	特定非営利活動法人 指定通所介護事業所 かすみ	生活相談員	新毛 和典	〃
10	九戸村社会福祉協議会	管理係長	栗谷川 栄	〃
11	九戸村社会福祉協議会	介護支援専門員	村木 美由紀	〃
12	九戸村社会福祉協議会	主任（社会福祉士）	下畑 美幸	〃
13	九戸村地域包括支援センター	主任介護支援専門員	久保田 知美	〃
14	九戸村教育委員会事務局	教育次長補佐	川原 憲彦	教育関係
15	九戸村住民生活課 地域福祉班	課長補佐兼班長	大久保 勝彦	福祉関係者
16	九戸村住民生活課 地域福祉班	主任	柳平 善行	子育て支援
17	九戸村住民生活課 地域福祉班	主任	和田 沙耶香	障がい福祉

※ 上記のワーキングチーム委員のほか、必要に応じて関係機関の職員に出席を要請し、意見を求めることができるものとする。

